

令和 3 年度 認証評価

女子栄養大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	62
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	75
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	81
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	81
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	83
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	85
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、女子栄養大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 28 日

理事長

香川 明夫

学長

香川 明夫

ALO

児玉ひろみ

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 8 年	香川昇三・綾が東京・小石川駕籠町の自宅で「家庭食養研究会」を発足
昭和 10 年	月刊誌「栄養と料理」創刊
昭和 12 年	「栄養と料理学園」に改称
昭和 15 年	「女子栄養学園」に改称
昭和 20 年	東京・駒込の校舎を戦禍で焼失、群馬県に学園疎開、香川昇三疎開先で死去
昭和 22 年	「女子栄養学園」復活
昭和 23 年	「財団法人香川栄養学園」を設立
昭和 25 年	「女子栄養短期大学」を設置
昭和 26 年	「学校法人香川栄養学園」に改組
昭和 31 年	「女子栄養短期大学」に食物栄養学科第二部を設置
昭和 34 年	「香川調理師学校」を設置
昭和 36 年	「女子栄養大学」家政学部食物栄養学科を設置 「女子栄養学園」と「香川調理師学校」を統合して「香川栄養学校」に栄養士科、調理師科を設置
昭和 40 年	「女子栄養大学」家政学部を改組し、栄養学部栄養学科を設置
昭和 42 年	「女子栄養大学」に栄養学部二部栄養学科を設置
昭和 43 年	「香川栄養学校」に製菓衛生師科を設置
昭和 44 年	「女子栄養大学」に大学院栄養学研究科修士課程設置
昭和 47 年	「香川栄養学校」製菓衛生師科を製菓専門科に改組
昭和 49 年	「女子栄養大学」栄養学部栄養学科を実践栄養学専攻と栄養科学専攻に分離
昭和 51 年	「香川栄養学校」を「香川栄養専門学校」に改組、調理師科は調理高等課程調理師科となる 製菓専門科も調理高等課程製菓科となる
昭和 55 年	「女子栄養大学」栄養学部保健栄養学科を設置
平成元年	「女子栄養大学」大学院栄養学研究科に栄養学専攻博士後期課程を設置
平成 3 年	「香川栄養専門学校」の調理高等課程調理師科を調理専門課程調理師科と調理高等課程調理師科に分離 製菓科は調理専門課程製菓科となる
平成 5 年	「女子栄養大学」栄養学部文化栄養学科を設置
平成 7 年	「女子栄養大学」大学院栄養学研究科保健学専攻修士課程を設置
平成 8 年	「香川栄養専門学校」調理高等課程調理師科を廃止

女子栄養大学短期大学部

平成 9 年	「女子栄養大学」大学院栄養学研究科保健学専攻に博士後期課程を設置 香川綾死去
平成 12 年	「女子栄養短期大学」を「女子栄養大学短期大学部」に名称変更
平成 13 年	「女子栄養大学短期大学部」食物栄養学科第一部を食物栄養学科に名称変更 同食物栄養学科第二部を廃止
平成 15 年	「女子栄養大学」栄養学部栄養学科実践栄養学専攻を実践栄養学科に栄養学科栄養科学専攻並びに保健栄養学科を統合し保健栄養学科に改組 同栄養学部二部栄養学科を保健栄養学科に名称変更
平成 18 年	「女子栄養大学」栄養学部文化栄養学科を食文化栄養学科に名称変更
平成 21 年	「香川栄養専門学校」に二年制の調理マイスター科設置
平成 22 年	「香川栄養専門学校」を「香川調理製菓専門学校」に名称変更、栄養士専門課程栄養士科を廃止
令和 2 年	「女子栄養大学」栄養学部二部保健栄養学科廃止

< 短期大学の沿革 >

昭和 25 年	「女子栄養短期大学」を設置
昭和 31 年	「女子栄養短期大学」に食物栄養学科第二部を設置
平成 12 年	「女子栄養短期大学」を「女子栄養大学短期大学部」に名称変更
平成 13 年	「女子栄養大学短期大学部」食物栄養学科第一部を食物栄養学科に名称変更 同食物栄養学科第二部を廃止

(2) 学校法人の概要

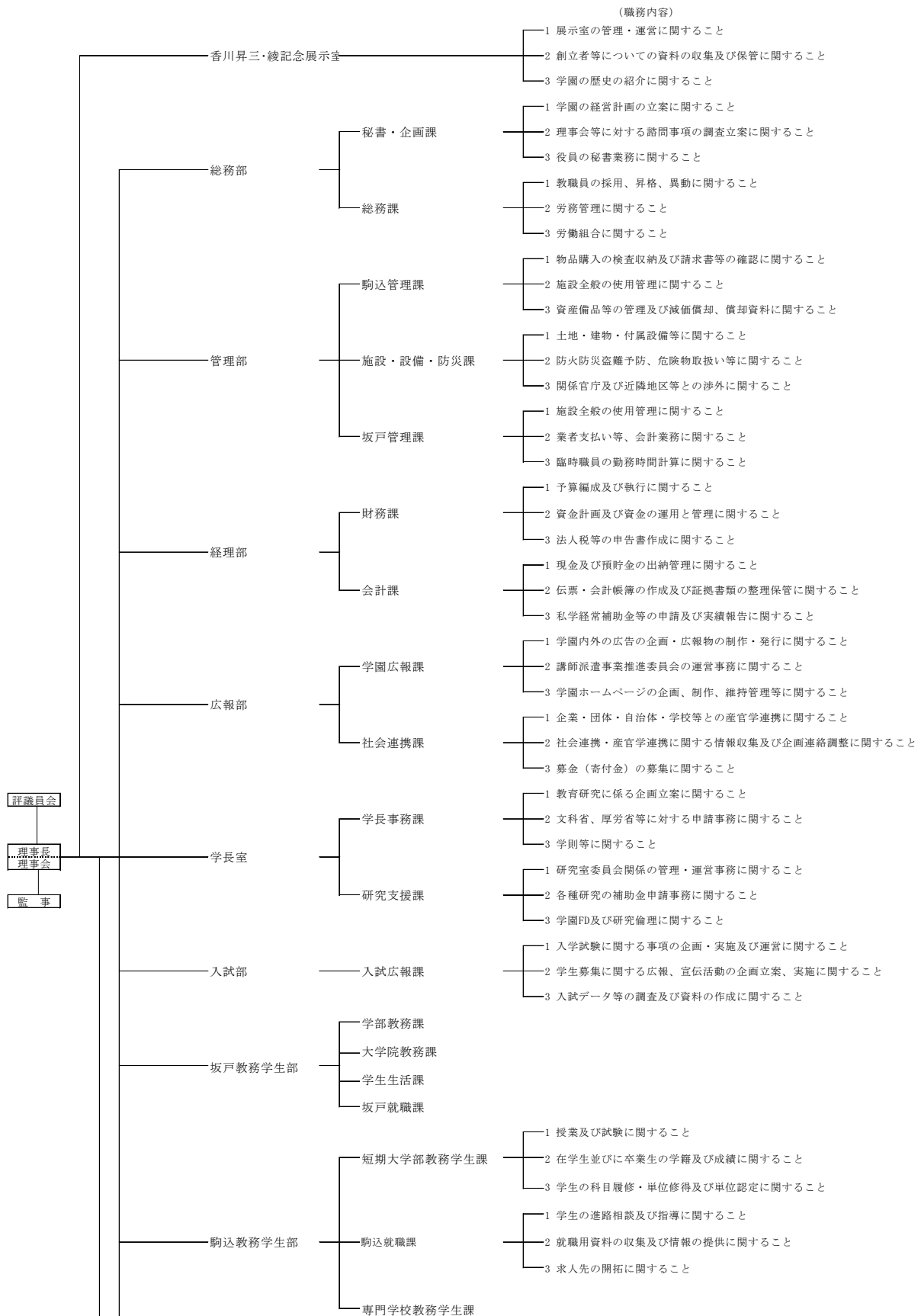
令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
女子栄養大学 (大学院を含む)	埼玉県坂戸市千代田 3-9-21	463	1,896	2,089
女子栄養大学 短期大学部	東京都豊島区駒込 3-24-3	160	320	247
香川調理製菓 専門学校	東京都豊島区駒込 3-24-3	280	320	347

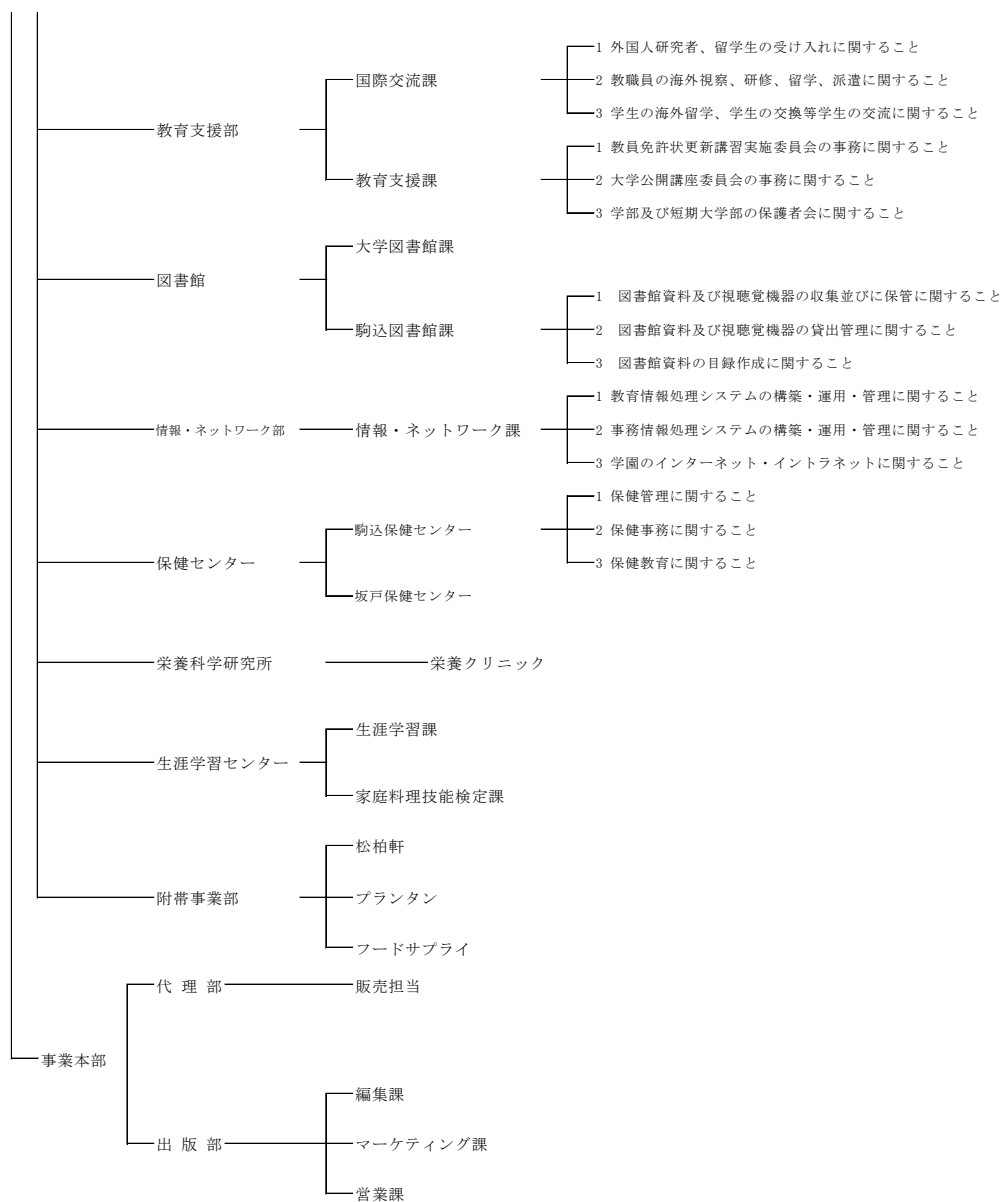
(3) 学校法人・短期大学の組織図

令和3(2021)年5月1日現在

学 校 法 人 の 事 務 組 織



女子栄養大学短期大学部



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

豊島区の人口は、289,698 人で、平成 9（1997）年以降一時的な減少（平成 16（2004）年、平成 17（2005）年）を除き増加傾向にある。平成 26（2014）年以降は 5 年連続して 1 年で 2,000 人を超えて増加している。

15 歳未満の年少人口は 26,202 人（令和 2（2020）年 1 月 1 日現在）でこれまでは減少を続けてきたが、平成 19（2007）年以降は、2 万人台に回復しているが、全人口に占める割合は 9%となっている。しかし、本学の学生は豊島区及び隣接区から入学してくるのではなく、下表のように東京都、埼玉県、千葉県を中心に関東地区から広く入学してきており、豊島区及び隣接区の人口動態が本学の学生募集に大きく影響することはないと考えている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 28 (2016)		平成 29 (2017)		平成 30 (2018)		令和元 (2019)		令和 2 (2020)	
	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	4	2	0	0	1	1	1	1	1	1
東北	11	6	4	2	5	3	2	2	4	4
関東	146	83	151	90	142	82	120	89	98	88
東海	2	1	1	1	6	3	3	2	2	2
北陸	0	0	1	1	2	1	0	0	0	0
甲信越	6	4	4	2	5	3	7	5	5	4
近畿	2	1	3	2	3	2	0	0	1	1
中国	1	1	1	1	2	1	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
九州	1	1	3	2	3	2	0	0	0	0
沖縄							1	1	0	0
その他	2	1	0	0	2	1	0	0	0	0
合計	175	100	168	100	172	100	134	100	111	100

■ 地域社会のニーズ

健康の維持・改善と病気の予防は、地域や年代を問わずに人々の関心事項である。

本学園の建学の精神は、「食により人間の健康の維持・改善を図る」であり、創立以来、正しい食生活や病気の予防・治療のための食事等につき、講演、研究発表、雑誌・書籍の販売等による啓発普及活動に努め、現在も要望に応じて教職員が各地に指導に出向いている。

東京 23 区内でも高齢化が進み、行政機関は高齢者対策に関連して「食」や「健康」に関する関心も高く、豊島区、北区、荒川区とは連携協定を締結して、区内住民や区を訪れた人々への食・健康・栄養等に関する取り組みやイベントへの参加等に協力し地域貢献に寄与している。

企業に関しても、人々の健康の維持・改善に関する商品やメニューの開発等の依頼も多く、社会貢献活動に協力している。

また、本学生涯学習講師による、自治体・企業・団体への出張講義等の講師派遣も多数行っている。

■ 地域社会の産業の状況

本学の位置する駒込は、豊島区の最も東側にあり、JR 山手線及び地下鉄南北線駒込駅の周辺地域である。区の花に指定されている代表的な桜の品種である「ソメイヨシノ」は、江戸染井村（現在の豊島区駒込）が発祥の地である。

豊島区は、東京 23 区の西北部に位置しており、池袋駅を中心とする東京の副都心である。池袋駅には 4 社 8 路線の鉄道が乗り入れ、豊島区内には 5 社 12 路線と東京唯一の都電荒川線（路面電車）が走るなど利便性に優れている。

豊島区内には古くから演劇、マンガ、アニメ。伝統芸能など、様々な文化が根づいており、「まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市」を目指し、「国際アート・カルチャー都市構想」を推進している。また、昭和を代表する漫画家を輩出した「トキワ荘」は昭和 57（1982）年 12 月に解体されたが、令和 2（2020）年 3 月に豊島区立トキワ荘マンガミュージアムとして開館。さらに、おばあちゃんの原宿「巣鴨」、文豪たちが眠る雑司ヶ谷霊園や慈眼寺、染井霊園などを擁している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

豊島区案内図（豊島区ホームページより抜粋）

<https://www.city.toshima.lg.jp/012/kuse/gaiyo/profile/000781.html>



http://www.kanko-toshima.jp/Guide/guide_top.html

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
SD 活動に関する全学的な取り組みは評価されるが、①規程の未整備②事務職員の人事異動の流動化に向けた SD③短期大学の教育活動に焦点を当てた SD を実施することが望まれた。
(b) 対策
令和 2 年度 9 月に「学校法人香川栄養学園スタッフ・ディベロップメント規程」を制定。また建学の精神を理解する研修として平成 30 (2018) 年度より学園が戦時下に学園疎開した群馬県大胡町へ新入職員研修を実施し建学の精神を理解する機会を設けている。
(c) 成果
建学の精神を理解する研修会「大胡研修」については、参加者より好評を得ることができ、建学の精神を理解する良い機会となった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された場合の指摘事項及びその履行状況について

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

- (6) 短期大学の情報の公表について

令和3（2021）年5月1日現在

- ① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関するこ と	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/ ・GUIDEBOOK 2021
2	卒業認定・学位授与の方針	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/
3	教育課程編成・実施の方針	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/
4	入学者受入れの方針	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/

5	教育研究上の基本組織に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/ ・GUIDEBOOK 2021
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/ ・GUIDEBOOK 2021
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/ ・GUIDEBOOK 2021 ・2021年度（令和3年度）学生募集要項
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/ ・GUIDEBOOK 2021 ・CAMPUS HANDBOOK 2021

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	・学園ウェブサイト「情報公表」で公開。 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和2（2020）年度）

「学校法人香川栄養学園における公的研究費の管理・監査に関する規則」「学校法人香川栄養学園における研究活動及び公的研究費の使用に関する規程」に従って運営を行い、研究者は公的研究費の使用に際して、一切の不正使用をしない旨の誓約書を理事長に提出している。

女子栄養大学短期大学部

監査については、学校法人香川栄養学園内部監査規程に従って毎年定期的に内部監査を行い、公認会計士による外部監査も毎年定期的に行い不正防止に努めている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

①自己点検・評価委員会

担 当	役 職	氏 名
委員長	理事長	香川 明夫
メンバー	大学学長	香川 明夫
	大学副学長	香川 靖雄
	大学副学長	磯田 厚子
	短期大学部学長	香川 明夫
	短期大学部副学長	廣末トシ子
	専門学校校長	古川 瑞雄
	専門学校副校長	原口 英男
	栄養学部長	石田 裕美
	大学院研究科長	武見ゆかり
	短期大学部長	三好 恵子
	専門学校部長	荻原 英子
	図書館長	山田 和彦
	大学学生部長	井元 りえ
	短期大学部学生部長	松田 早苗
	専門学校生徒指導部長	長谷川 満
	研究室委員長	上西 一弘
	入試委員長	西村 敏英
	生涯学習センター長	香川 明夫
	保健センター所長	山下 俊一
	栄養科学研究所長	香川 靖雄
	国際交流センター長	磯田 厚子
	情報教育システム委員会委員長	川端 輝江
	副理事長	五明 紀春
	常務理事	染谷 忠彦
	総務部長	道上 裕之
	管理部長代理	清水 学
	経理部長	稲葉三起夫
	学長室長	渡部 修司
	広報部長	河野 美穂
	坂戸教務学生部長	大野 治信
	駒込教務学生部長	野原 啓世
	教育支援部長	大野 治信
	生涯学習センター事務部長	佐々木浩二
	事業本部長	香川 明夫

女子栄養大学短期大学部

事務局	学長室学長事務課	
-----	----------	--

②自己点検・評価委員会 女子栄養大学短期大学部会

担 当	役 職	氏 名
アドバイザー	副学長	廣末トシ子
部会長	短期大学部長	三好 恵子
委員	ALO	児玉ひろみ
	図書館長	山田 和彦
	研究室委員長	上西 一弘
	入試委員長	西村 敏英
	短期大学部学生部長	松田 早苗
	保健センター所長	山下 俊一
	駒込教務学生部長	野原 啓世
	短期大学部教務学生課長	野原 啓世
	駒込就職課長	大澤 直美
	学長室長	渡部 修司
	学長事務課長	渡部 修司
	研究支援課長	加藤 宏幸
	広報部長	河野 美穂
	学園広報課長	箱山 良治
	入試広報課長	伊吹 憲昭
	駒込図書館課長	熱海 美紀
	教育支援部長	大野 治信
	国際交流課長	大野 治信
	総務部長	道上 裕之
	秘書・企画課長	奥嶋 研司
	情報・ネットワーク課長	井手 政司
	管理部長代理	清水 学
	施設・設備・防災課長	清水 学
	駒込管理課長	清水 学
事務局	学長室学長事務課	

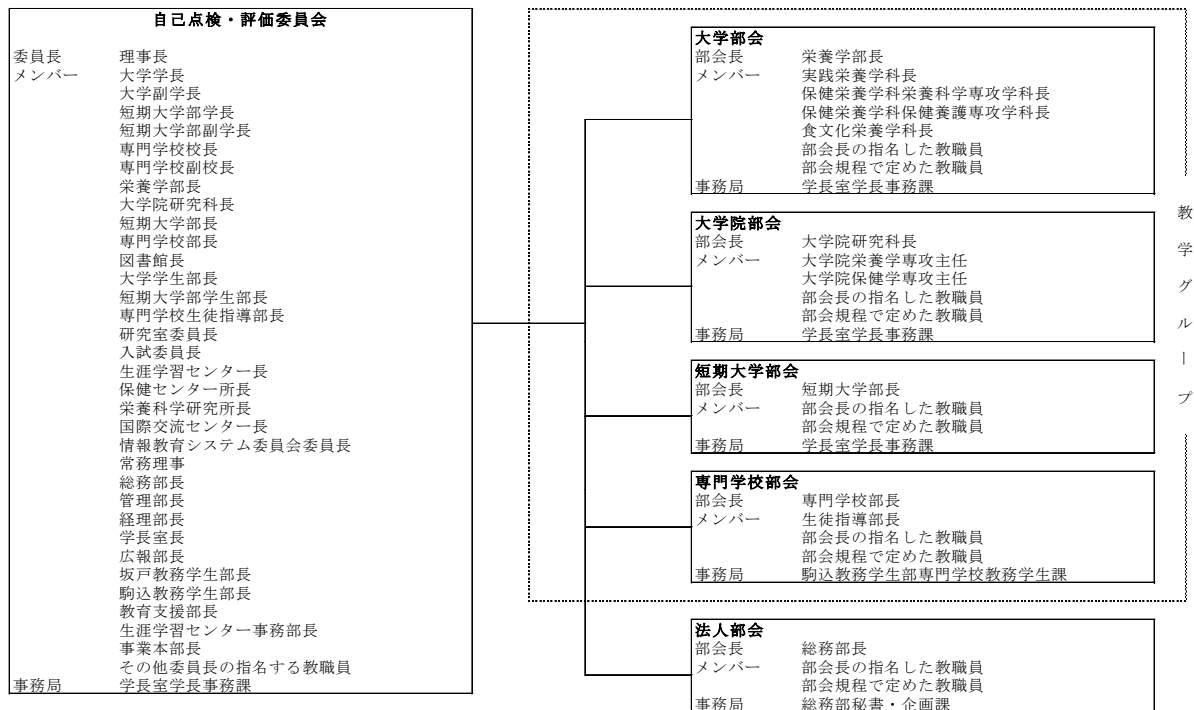
女子栄養大学短期大学部

③自己点検・評価委員会 法人部会

担 当	役 職	氏 名
部会長	総務部長	道上 裕之
委員	経理部長	稲葉三起夫
	財務課長	安居 昭弘
	会計課長	今田 浩
	秘書・企画課長	奥嶋 研司
	総務課長	金沢久美子
	情報・ネットワーク課長	井手 政司
	管理部長代理	清水 学
	施設・設備・防災課長	清水 学
	駒込管理課長	清水 学
	坂戸管理課長	佐藤 慎悟
事務局	総務部秘書・企画課	

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検・評価委員会（組織図）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 16（2004）年度の第三者評価の義務化を受け、平成 17（2005）年 12 月 1 日付で「学校法人香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程」を新設し、理事長（委員長）をはじめとする委員会メンバー、部会（設置部会・組織・部会長等）、自己点検・評価の方法、改善の推進と公表、事務局について定めるとともに各部会規程を設け、これに則った自己点検・評価を行っている。

委員会規程第 4 条第 1 項に「委員会は各部会から報告を受け、建学の理念・目的に照らして教育・研究、管理・運営等の点で、本学園の教育・研究の水準の向上ひいてはこれが十分社会的に機能しているかどうかにつき点検・評価を行う」と定めている。

本学は、これに則り平成 17（2005）年度より毎年、自己点検・評価を実施し、平成 19（2007）年度からは、財団法人短期大学基準協会（当時）の第三者評価を受け学園ホームページで報告書を公開したのを機に、これ以降は、再度第三者評価を受けた平成 26（2014）年度のみならず、すべて学園ウェブサイトで公表している。

さらに、令和元（2019）年度からは、内部質保証ループリックが求める教育の質保証を図る査定の仕組みとして、委員長（理事長）の指示の下、本学の全専任教職員が報告書の作成過程において記載内容の検証を行っている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

年月日	活動内容
令和2年 6月5日	学園内情報共有スペースに「令和2年度 短期大学部自己点検・評価」を開設。作成マニュアル／項目・担当一覧、原稿様式等及び内部質保証ループリックを添付して作業依頼
令和2年 8月7日	第1段階作業期限 ・担当者 各項目の担当部署の課長等 ・作業内容 現状、課題、特記事項及び根拠資料の記載
令和2年 9月30日	第2段階作業期限 ・担当者 各項目の執筆責任者 ・作業内容 第1段階の精査・加筆、改善状況・改善計画の執筆
令和2年 4月6日	第3段階作業期限 ・担当者 本学の全専任教職員 ・作業内容 第2段階集約後の報告書（案）の検証
令和3年 4月14日	理事長（委員長）に完成版を提出。学園ウェブサイトにて公表

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料 1. 建学の精神

<https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/pdf/kengakunoseishin.pdf>

備付資料 1. 香川栄養学園創立 80 周年記念誌、
2. 連携先との包括連携に関する協定書、
3. 学校法人香川栄養学園 社会連携事例集

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

学園は、「食により人間の健康の維持・改善を図る」という建学の精神（提出-1）に拠り、食と健康に関する教育研究・人材育成・普及活動に専念してきている。本学の教育研究のすべてが建学の精神に基づいた“食” “栄養” “健康”に特化したものであり、学生、教職員が共有している。

学生には入学式に理事長・学長より建学の精神についての話をしている。「GUIDE BOOK 2021」及び学園ウェブサイトにも建学の精神の記述がある。

駒込キャンパスには創立者香川昇三・綾の胸像、創立者の展示コーナーがあり学生・教職員・来学者がこれらを目にすることができる。

坂戸キャンパスには香川昇三・綾記念展示室があり創立者に関する遺品等が見学できる。

また、両キャンパスの正門近くに建学の精神のモットー「食は生命なり」を刻んだ記念碑を設置している。

新入職員には SD 研修の一環として学園が戦時中に学園疎開をしていた群馬県大胡町へ出向き戦時中病死した学園創設者香川昇三の終焉地近くの應昌寺で記念碑の墓参・当時の様子の講話を聴き建学の精神を深化する機会を設けている。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準Ⅰ-A-2 の現状＞

地域社会への活動事業として本学では、毎年開催の学園祭（駒込祭）時に公開講座として学内外の講師による講演会を開催し、地域の方々にも参加して頂けるようにしているが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染防止のため駒込祭の開催は中止とした。

生涯事業は学校法人香川栄養学園の補助活動事業として生涯学習事業を実施している。

その生涯学習事業の内容は通信教育事業および料理検定事業から構成され、料理検定事業については文部科学省、農林水産省、厚生労働省等よりの後援を受け家庭料理技能検定を実施している。

家庭料理技能検定は、筆記試験（5 級から 1 級）・実技試験（3 級から 1 級）で構成されている。

本学学生は主として家庭料理技能検定 2 級以上を受験するため調理技能及びそれに伴う知識の向上を目指し日々努力しているが、基礎調理学実習等の正課授業だけでは十分な時間を取る事ができない学生には補講を行っている。補講を必要とする学生が増えてきたことからカリキュラム変更を行い、令和 3 年度入学生からは正課授業として「調理基礎技術実習」を実施する。

地域・社会との連携については、平成 19（2007）年に豊島区と区内 6 大学との連携・協働に関する包括協定を締結し、平成 28（2016）年に 1 大学が加わり 7 大学（本学、立教大学、学習院大学、東京音楽大学、帝京平成大学、大正大学、川村学園女子大学）で「としまコミュニティ大学」を開校して、現在も引き続き区内住民と共に学びと地域交流を図っている。

北区とは、駒込キャンパス内にあるレストラン松柏軒において、区民を対象として「一同に会して楽しく食事をする事により、食生活の改善や健康の増進、並びに地域社会との交流や孤独感の解消、閉じこもり予防を目的」とした「高齢者ふれあい食事会（定員 30 名）」を実施している。食事会では、女子栄養大学栄養クリニックの管理栄養士による「食・健康・衛生」に関する話も聞くことができ、参加者より好評をいただいている。ただし、令和 2（2020）年度以降新型コロナウイルス感染防止のため活動を休止している。

荒川区とは、平成 19（2007）年に当時学長だった香川芳子（現学園長）が「荒川区の食と健康のコンサルタント」に就任（平成 30（2018）年からは現学長の香川明夫が就任）したことを契機に、区内住民の方々に栄養バランスの良い食事を摂って欲しいと言う区長からの依頼を受けて、区内飲食店を対象として「あらかわ満点メニュー」開発支援事業が始まった。短期大学部 栄養指導研究室の岩間範子教授（当

時)を引き継ぎ、平成 30 (2018) 年度からは同研究室の小澤啓子専任講師の指導の下、学生たちが活動して区民の健康づくりを応援するため、安くて、おいしくて、ヘルシーをコンセプトに各店舗と協働でメニュー開発をしている。令和 2 (2020) 年度は、コロナ禍の折、テイクアウトメニュー「おうち de 満点」の開発にも取り組んだ。

企業との連携は、平成 29 (2017) 年、北区に本社のある食品メーカーのあみ印食品工業株式会社と産学連携包括協定に関する協定を締結し、同社の製造販売する野菜だし「葉酸生活」を短期大学部が監修して学生によるレシピ開発を行い、引き続き同社とは駒込祭での出品などを介し連携を続けている。

また、地域、自治体、教育機関等の要請に応え、講師を派遣する「香川綾記念講師派遣事業」を平成 11 (1999) 年より現在もなお引き続き実施している。

なお、学生の地域での活動として食物栄養学演習 (ゼミ) やボランティア活動も毎年行っているが、昨年度以降、新型コロナウイルス感染防止のため推奨することが難しくなっている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

建学の精神が本学の教育理念を明示しておりこれに沿った教育・研究・学園経営を行っているが、学園創設者香川綾を知る教職員も少なくなった。

香川綾没後四半世紀を経た令和 5 (2023) 年、学園創立 90 周年を迎えるに当たり、今一度、学園建学の理念の周知方法等の再考を考える時代にあると考えている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 2. 女子栄養大学短期大学部学則、3. 2021 年度履修の手引、
4. 令和 3 年度短期大学部のしおり、
5. 女子栄養大学短期大学部学修成果関連資料

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

最近の日本では外食・中食・個食等食生活が多様化し、誤った食生活に起因する生活習慣病が増加している。また、少子高齢化が急速に進行し、健康寿命延伸のための取り組みが喫急の課題である。このように栄養や食生活が健康をもたらすか等の研究並びに実践的な指導者の育成は社会の要求である。食生活は国や地方、年齢や嗜好等により人それぞれ異なるが、人の幸せは基本的にその健康によって左右され、健康状態は環境に影響されるところが大きく、特に日々の食生活は生命維持の基本である。本学では、人々の実生活の下に人にとって大切な食と健康に関する教育に焦点を当て、人のための「実践栄養学」を目指している。すなわち、食物と人体の関係を理解し、正しい食生活を実践することができる知識と技術を学ぶことによって建学の精神の根幹である人々の健康の維持・改善に貢献し、その結果として多くの人々が充実した人生を享受できるように、ライフワークとして社会で活躍できる専門家としての人材を育てることを目指している。

本学の建学の精神は、創立以来、時代を超え受け継がれてきたものであり、これに則った教育・研究・運営を行っている。

建学の精神に基づき、その教育目標は「教育基本法」および「学校基本法」の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、主として人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、教養ある社会人を育成することとし、入学受け入れ方針（アドミッションポリシー）、教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）、学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）を定めている。

学生は入学直後に、学長及び本学出身者教員（教授）担当の教育目標を体験する科目として「実践栄養学演習」を受講する。この授業により学生はこれまでの自分の食生活を見つめ直し、栄養学に基づいた食生活に改善する実践力が養われる。その結果、学生自らの健康の維持・改善がなされると共に本学の目的である「人々の健康の維持改善に貢献することが出来る」ことができるようになる。

また、本学園では正しい食生活により人々の健康を守ることを目的とする研究・教育を行い、その目的達成のために「この分野における有能な人材を育成している。その精神に基づき教育目標として女子栄養大学短期大学部学則（提出-2）第 1 条に「人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、教養ある社会人を育成する」と記載し、教育目的・目標は女子栄養大学短期大学部学則の「第 1 章 総則の第 1 条（目的及び使命）」にあるアドミッションポリシーに反映されている。

《アドミッションポリシー》

- 一 食・健康に好奇心や興味をもち、食事の調整・提供のための知識や技術を身につけ、栄養学の知識を実践する人。
- 二 食産業や食文化及び健康分野等で「食生活のスペシャリスト」として活躍したい人。
- 三 学業で得た知識を更に深く学び探求する意欲のある人。
- 四 高等学校等できちんと学び、基礎学力を身に付けた人。

また、学習によって得るべき成果については、栄養学の知識・理論の学習を通して自ら正しい食生活を実践すると共に、社会において食を介し人の健康を守ることができる優れた栄養士の養成を図り、食事・栄養改善を通じて健康増進を成すための技術、食事・料理の調製・提供に必要な実地的な技術を身につけることを目的としてカリキュラムを編成するカリキュラムポリシーに明確に示し反映されている。

《カリキュラムポリシー》

- 一 広範で多様な基礎的知識の獲得のため基礎・教養科目、自由選択科目を設置する。
- 二 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶため、栄養士必修科目、専門科目及び教職必修科目を設置する。
- 三 学生が幅広く関心のある科目を履修できることを目的として、専門科目、基礎・教養科目に加え、キャリアアップ科目を設置する。
- 四 栄養学を社会に還元し、健康を維持するための基礎技術・能力を育成するため多様な実験・実習科目を設置する。

平成 28（2016）年度からは、その教育効果がさらにしっかりと検証されるようにアセスメントポリシーを設定し、更なる教育の向上をめざすこととした。

なお、本学の教育目的・目標の学内外への周知は以下のように実施している。

- 新入生を対象に入学式後に行うオリエンテーションにより周知している。その際、1 年間の授業等への取り組み方、学生生活上の注意、学生生活支援体制等についても説明を行う。
- 入学と同時に学長担当の授業の中で創立者の自伝を読ませ、本学の歴史概念と本学が提唱している「四群点数法」による栄養学の実践を学習させる。
- 在学生へは 1 年時の年度末に実施する新 2 年次のガイダンスにおいて、「履修の手引」（提出・3）、「短期大学部のしおり」（提出・4）等で周知している（学生全員、教職員全員にガイダンス資料を配布）。
- 全教職員を対象とした学長・理事長の年頭挨拶において毎年「建学の精神」「教育の理念」および「本学の教育目的」等について方針演説により周知徹底している。
- 学外への周知としては、学園ウェブサイトにより公開している。
- 毎年「香川昇三・綾記念会」を実施し、創立者の人となりや建学の精神を思い起して原点に返ってきた。平成 30（2018）年度からは学園の今日的課題や成果を共有する場に刷新して継続している。内容については理事長が常任理事会の意見も徴し決定している。

学内外の人々に創立者と学園の沿革を周知するため、「香川昇三・綾記念展示室」を常設し、日常的に創立者の精神に触れることができるようになっている。

[区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

本学の建学の精神及び教育目的・目標については基準 I-B-1 に示しているが、その精神・目標・目的に則り、女子栄養大学短期大学部学則の「第 1 章 総則の第 1 条（目的及び使命）」に「ディプロマポリシー」を示し明確にしてある。なお、学則に関しては学園ウェブサイト等により公示されている。

本学科は栄養士を養成する単科大学として教育を行っている。

卒業生の栄養士資格取得状況及び栄養学を学んだ成果による就職率の高さ等から学習の成果を判定することができ、十分な学習成果を出していると判断している。

また、その結果は、資料（提出-5）にまとめた他、学園ウェブサイト上の「自己点検・評価報告書」にも毎年掲載している。

単位修得状況について、令和 2（2020）年度卒業生の本試験での単位認定者は 1 年次前期定期試験では 87.3%、さらに追再試験等終了後 97.9%であった。

最終評価が D となり、再履修及び単位認定試験を受験する者が年々増加傾向にあり、緊急に対処しなくてはならないことが問題となってきた。ここ数年来は追・再試験に先立ち補講を行うよう各教科担当教員に要請し、多くの教員が補講を実施している。そのため 1 年後期、2 年次に於いても単位修得率は若干ではあるが上昇し、最終単位認定は 97.8%であった。追・再試験において不合格となった学生に関しては、担任及び短期大学部長との面接を実施し、更に憂慮すべき学生に対しては副学長が保護者を交えて面接を行い学業への努力を喚起している。

本学は、最終的に栄養士資格取得を目的としていることから、全学生を対象に一般社団法人全国栄養士養成施設協会の実施する栄養士実力認定試験の受験を義務化している。その結果より、教育の成果について確認・検討し、その後の教育に反映することとなる。

なお、新入生の基礎学力低下は大学における教育の大きな問題となっていることから入学前の学習として、大学における学習を効果的に進めるための基本となる、文章読解力及び表現力、化学・数学の基礎を学びなおす機会として、より成果の出る方法を検討した。そこで、平成 27（2015）年度入学生より東進ハイスクール（株式会社ナガセ）の DVD での学習（基礎化学・基礎数学）に加えレポート等を書くための学習として「アカデミック・ライティング入門(表現力基礎)」を導入した。更に、これまで学生の学習成果の質向上を査定するために株式会社リアセックの行う PROG を行ってきたが、その内容が 2 年間という本学の教育期間の中で教育効果の評価には適さなかったことから令和元（2019）年度から株式会社ナガセが行う PaCS テストを加え、栄養学を学ぶ学生の学習の成果として、基礎力の向上が評価できる

ようなアセスメントテストに変更した。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、主として人体栄養ならびに食生活に関する学術を教授研究し、教養ある社会人を育成することを目的とし、次の 3 つの方針を掲げている。

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

- ・ 食・健康に好奇心や興味をもち、食事の調製・提供のための知識や技術を身につけ、栄養学の知識を実践する人。
- ・ 食産業や食文化及び健康分野等で「食生活のスペシャリスト」として活躍したい人。
- ・ 学業で得た知識を更に深く学び探究する意欲のある人。
- ・ 高等学校等で基礎学力を付けた人。

カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）は、栄養学の知識・理論の学習を通して自ら正しい食生活を実践すると共に、社会において食を介して人の健康を守ることができる優れた栄養士の養成を図り、食事・栄養改善を通じて健康増進をなすための技術、食事・料理の調製・提供に必要な実地的な技術を身につけることを目的としてカリキュラムを編成する。

- ・ 広範で多様な基礎的知識の獲得のため基礎・教養科目、自由選択科目を設置する。
- ・ 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶため、栄養士必修科目、専門科目及び教職必修科目を設置する。
- ・ 学生が幅広く関心のある科目を履修できることを目的として、専門科目、基礎・教養科目に加え、キャリアアップ科目を設置する。
- ・ 栄養学を社会に還元し、健康を維持するための基礎技術・能力を育成するため多様な実験・実習科目を設置する。

卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）は、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定すると共に短期大学士（食物栄養学）を授与する。

- ・自ら正しい食生活を実践できる能力を獲得し、社会における人々の食による健康を支援できる資質・能力を身につけた者。
- ・本学のカリキュラム履修を通して基礎的な学習能力を養うとともに、栄養学の知識・理論を学びより深く問題を探求する能力を身につけた者。
- ・本学カリキュラムの所定の卒業必修科目、栄養士必修科目、専門科目、基礎・教養科目より合計 62 単位以上の単位を修得した者。

なお、上記の3つのポリシーのアドミッションポリシー(入学者の受け入れ方針)、カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)、ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)については「女子栄養大学短期大学部教育及び学生支援の流れ」に教育の目的および方針とし体系づけ学則にも記載し、ウェブサイト及び大学案内で学内外に表明している。

また、カリキュラムの編成は概ね2年ごとに教育目的・方針に則り栄養士資格取得、栄養教諭2種免許状、卒業資格取得等の教育成果を踏まえカリキュラム委員会、教授会において検討している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

学習成果について建学の精神に則って示し、その成果の判定も厳格に行っているが、学生の入学時の学力が低下傾向にあり、本学が本来教育すべき学習に至るまでに必要な基礎力をつけるための教育に時間がかかるため、教育内容や指導方法の変更をせざるを得ない状況となっている。更に本学の求める学習成果を獲得できない学生が増加していることから、学生教育への教職員の負担が年々増加し大きな問題となっている。この対策として入学前から入学試験合格者を対象に、より早い段階から導入教育を開始しているが、確実な成果を得るまでには至っていない。入学選抜の段階での選抜が最も理想的ではあるが、私立の立場では限界がある

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

近年の基礎学力不足の学生への補助は、入学者として受け入れている本学の責任として、基礎学力アップのための国語力・計算力・化学力の向上を目指し、特別講座を設けるとともに、苦手克服タイムを利用し教員によるサポート体制を強化している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

提出資料 6. 学校法人香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程、

7. 自己点検・評価委員会「女子栄養大学短期大学部会」規程、
 8. 自己点検・評価委員会「法人部会」規程、
 9. 学校法人香川栄養学園 将来構想委員会規程
- 備付資料
4. 平成 30（2018）年度自己点検・評価報告書、
 5. 令和元（2019）年度自己点検・評価報告書、
 6. 令和 2（2020）年度自己点検・評価報告書、
 7. 栄養士養成施設に係る指導調査改善報告書（令和元年度）、
 8. 令和 2 年度教育活動点検評価協議会議事要録

〔区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

平成 4（1992）年 6 月、当時の理事長の提案により、学園に自己点検・評価を推進するために自己点検・評価委員会が発足した。平成 16（2004）年度の第三者評価の義務付けにより、平成 17（2005）年 12 月 1 日付で「学校法人香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程」（提出・6）を新設し、原則として（学園内の）学校毎に毎年実施することを定め、本学については「自己点検・評価委員会『女子栄養大学短期大学部会』規程」（提出・7）を設け、「自己点検・評価委員会『法人部会』規程」（提出・8）と併せて制度の整備を行った。

委員会規程第 4 条第 2 項に「自己点検・評価は原則として学校ごとに毎年実施し、その結果につき自己点検・評価報告書を作成するものとする。」と規定され、以前は学園全体の自己点検・評価の一部として掲載していたが、平成 18（2006）年度より本学独自の自己点検・評価に着手、報告書を作成し、その後は毎年実施しており、点検・評価は日常的に行っている。

学園で最初に実施した平成 7（1995）年度「自己点検評価・報告書－改革の経過と実績－」から印刷し冊子として、教職員・学園関係者に配布することで公表している。本学としては、平成 18（2006）年度から平成 20（2008）年度まで「自己点検・評価報告書」は、冊子として教職員及び外部関係先に配布したが、平成 19（2007）年度からは、財団法人短期大学基準協会（当時）の第三者評価を受け学園ウェブサイト上で報告書を公表したのを機に、ウェブサイトでの公表に切り替えている（備付・4～6）。

組織としては、平成 18（2006）年 12 月に、平成 19（2007）年度第三者評価に向

け規程の整備とともに見直しを行った。発足当初から一貫して全員参加型の組織を目指しており、委員会のもとに各学校、法人の部会を作り、小回りの効く迅速・柔軟な対応が可能な組織としている。メンバーについては「自己点検・評価委員会『女子栄養大学短期大学部』規程」第2条第1項に部会メンバーが定められており、委員は関係部署の部長・課長となっているが、柔軟な対応ができるよう部会長の指名する教職員もメンバーに加わることができるようになっている。また、同条第3項には「委員は、必要に応じ作業チームを設けることができるものとし、そのメンバーは当該委員に一任する。」とされており、自由な編成ができ、多くの教職員が自己点検・評価に携われるようになっている。さらに、令和元（2019）年度からは、内部質保証ルーブリックが求める教育の質保証を図る査定の仕組みとして、委員長（理事長）の指示の下、本学の全専任教職員が報告書の作成過程において記載内容の検証を行っている。

なお、学外関係者からの意見徴取については、令和2（2020）年度より「教育活動点検評価協議会」を実施し、3つのポリシーを踏まえた点検・評価並びに教育課程の編成、教員の資質向上及び学習成果等について連携関係にある自治体・企業と意見交換を行っている（備付-8）。高等学校からの意見聴取についても、令和3（2021）年度中の導入を目途に方法等を検討していく。

委員会規程第4条第1項に「委員会は各部会から報告を受け、建学の理念・目的に照らして教育・研究、管理・運営等の点で、本学園の教育・研究の水準の向上ひいてはこれが十分社会的に機能しているかどうかにつき点検・評価を行う」と定めている。また第5条に「必要ある場合には理事会に改革・改善を求めることができる」と定めており、本学の自己点検・評価は、学園の自己点検・評価委員会という、より広い視野の中で精査され、より充実した短期大学教育・研究の実現のために必要な改善に結び付けられるよう位置付けられている。

[区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準Ⅰ-C-2 の現状>

学習成果の査定の基準としては、基準Ⅱ-A-6に後述するように、単位認定のための成績の評価基準を定めている。すなわち、講義科目はおおむね筆記試験を実施し、成績は、S・A・B・C・D・Eの6段階で評価し、DおよびEを不合格とする。成績評価の基準は、100点法によりS：90点以上、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、D：60点未満とする。C以上を合格とし単位を認定する。Dは希望によ

り再試験を受験することができ、合格すれば C として単位認定する。実験・実習科目については筆記試験を行う科目もあるが、多くはレポート提出により出席態度を含め単位認定評価を行っている。これらの評価により学生の学習成果を判断できている。教育の向上・充実のための PDCA サイクルとしては、上記に記述したように各教員は、個々の科目について、半期ごとに学習成果の獲得状況を把握し、さらに授業評価を介し授業改善に取り組んでいる。

また、毎年度末の教授会において卒業判定資料により成績状況について点検し、本学が栄養士養成の単科大学であることから、最終的な学生の進路の状況により、教育の成果の判断を行い、今後の教育の充実に生かすべく努力している。

法令遵守については、学長事務課が常に学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令に目を配り適切に対応している。令和元（2019）年度には厚生労働省関東信越厚生局による栄養士養成施設に係る指導調査を受け、施設に関する指摘事項 1 点（備付-7）を除き適正な運営が認められた。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

前述のとおり本学の自己点検・評価は、学園の自己点検・評価委員会という、より広い視野の中で精査され、改善に結び付けられるよう位置付けられている。

ただし実際は、自己点検・評価委員会のもとに各学校、法人の部会での、小回りの効く迅速・柔軟な組織となっているため、日常の点検・評価においても部会ごとのダイレクトな対応となっている。しかしこれらはともすると個別の対応となってしまうため、情報の共有化に配慮し、中長期計画、事業計画に基づいた PDCA サイクルを確立したいと考えている。

教育の質については、近年、学習について行けないことを理由にした退学、休学等が増加傾向にある。早い時期での対処を目的に、1 年前期定期試験により不合格となった科目のある学生に対し、各学生の抱える問題点を確認し状況を改善するため、担任との面談を実施している。さらに、学生の持つ事情によっては副学長および短期大学部長による保護者面談を実施し、状況改善に努力している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

前述の「教育活動点検評価協議会」により客観的な視点を取り入れることで内部質保証の向上を図りたいと考えている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回、平成 26（2014）年度の認証評価の際に行動計画として示した新入生の基礎

学力低下への対応は、現在も大学における教育の大きな問題となっている。入学前学習の方法については、平成 27（2015）年度入学生より東進ハイスクール（株式会社ナガセ）の DVD 学習（基礎化学・基礎数学）に加えレポート等を書くための学習として「アカデミック・ライティング入門（表現力基礎）」を導入した。選択科目「食物栄養学特論」にフォローアップ講座として設置した「基礎化学」「国語」による基礎力向上効果については、アセスメントテストにて検証し、それを踏まえた FD により教育へのフィードバックを図っている。家庭料理技能検定については、調理力の指標と捉え「基礎調理学実習」「応用調理学実習」にてそのテキストを活用するとともに、合格による単位認定を通して学生の意識づけを図っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学園の建学の精神は、創立以来、時代を超え受け継がれてきたものである。これに沿った教育・研究・運営を行っているが、これに満足することなく、建学の精神の定期的な確認を行っていきたいと考えている。令和 5（2023）年の学園創立 90 周年を目途に、本学のみならず学園全体で、建学の精神を再確認する機会を設けるべく企画検討に着手する。

教育の効果については、入学前学習や入学後のフォローアップの充実と FD による教育力の向上を図るとともに、学習成果を達成するための教育内容の点検に当たり卒業生の就職先等の外部意見を聴取し、必要に応じ見直しに反映していく。

内部質保証については、令和元（2019）年度「学校法人香川栄養学園 将来構想委員会」が設置され（提出・9）、将来構想のみならずその実現のための具体的計画案を策定する体制が整備された。中期計画及び単年度の事業計画もその下で策定されることになり、令和 2（2020）年度には「教育・研究中期計画作業部会」とその傘下の「短期大学部小委員会」の検討に基づき当該計画が策定された。これにより、自己点検・評価を踏まえた改善の PDCA サイクルの確立を図っていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 3. 2021 年度履修の手引、4. 令和 3 年度短期大学部のしおり、
10. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021、
11. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部
2021 年度（令和 3 年度）学生募集要項

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

学位授与の方針を学則第 1 章 第 1 条に規定すると共に、卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）により卒業の要件を示し、学則において成績の基準（第 16 条、第 17 条）、資格取得要件（第 18 条～第 21 条）を明記している。

《卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマポリシー）》

以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定すると共に短期大学士（食物栄養学）を授与する。

- 一 自ら正しい食生活を実践できる能力を獲得し、社会における人々の食による健康を支援できる資質・能力を身につけた者。
- 二 本学のカリキュラム履修を通して基礎的な学習能力を養うとともに、栄養学の知識・理論を学びより深く問題を探求する能力を身につけた者。
- 三 本学カリキュラムの所定の卒業必修科目、栄養士必修科目、専門科目、基礎・教養科目より合計 62 単位以上の単位を修得した者。

ディプロマポリシーに関しては、学則に記載するとともに、履修の手引（提出-3）、GUIDEBOOK（提出-10）及びウェブサイト上に掲載している。厳正な評価を行っていることから社会的に通用性があると考え、学位授与の基本的方針は本学として変更を必要としていないと考えているが、科目取得単位数についてはカリキュラム検討時に定期的に点検を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

栄養学の知識・理論の学習を通して自ら正しい食生活を実践すると共に、社会において食を介して人の健康を守ることができる優れた栄養士の養成を図り、食事・栄養改善を通じて健康増進をなすための技術、食事・料理の調製・提供に必要な実際的な技術を身につけることを目的としてカリキュラムを編成する。

- 一 広範で多様な基礎的知識の獲得のため基礎・教養科目、自由選択科目を設置する。
- 二 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶため、栄養士必修科目、専門科目及び教職必修科目を設置する。
- 三 学生が幅広く関心のある科目を履修できることを目的として、専門科目、基礎・教養科目に加え、キャリアアップ科目を設置する。
- 四 栄養学を社会に還元し、健康を維持するための基礎技術・能力を育成するため多様な実験・実習科目を設置する。

1) 教養教育の取り組み

基礎・教養科目として 13 科目 24 単位を開講している。幅広い教養及び総合的な判断能力を培い豊かな人間性を涵養する。なお、教職課程における必修の外国語コミュニケーション・日本国憲法を含んでいる。

卒業のためには卒業必修 2 単位を含み、6 単位以上履修する。

2) 専門教育の内容

本学は栄養学を専攻する短期大学で、栄養士資格、栄養教諭二種免許状を取得することができる。教育の特徴は人の健康のための実践栄養学である。

前期は講義を中心として専門科目の基礎的内容を学習し、後期は前期に学んだ知識を実験・実習で検証するよう組まれている。

必修科目群のうち1年次に栄養学の基礎となる科目を学修する。

2年次になると専門科目が加わり栄養士としての現場実習である給食管理実習(校外)へと進めている。

また、同時に食物栄養学演習(ゼミ)が開講され、本学教員による指導テーマに沿った自主学習研究活動により、学習内容を纏めることができる。

教職課程では栄養士を基礎資格とした栄養教諭二種免許状取得のため授業科目も並行して開講されている。

加えてフードスペシャリスト資格認定試験の受験に向けて多くの学生が授業科目を選択している。

3) 授業形態のバランス

令和3(2021)年度カリキュラムでは87科目開講されており、栄養士養成に加え栄養教諭二種免許状取得及びフードスペシャリスト資格取得に必要な科目を開講している。キャリアコースを平成30(2018)年度に募集を停止したことから、キャリアアップ科目の一部変更し学生全員が履修できるようにカリキュラム変更を行った。

なお、本学はキャップ制を45単位(教職・自由科目除く)と定めている。年間で履修できる科目の上限は45単位であるが、1年後期終了時のGPAが3.0を超えている学生は50単位まで履修可能としている。

単位の付与については学則第16条及び試験規程第13条により成績評価の基準を規定し、各教員は定期試験等の実施により厳格に適用している。

「履修の手引」(提出・3)として新学期に学生及び教職員に配付されるシラバスには、学則、カリキュラム、開講時期、開講方法、達成目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書、参考書、時間割、履修の登録、単位の認定、授業への出席、試験やレポートの提出及び授業科目の評価等卒業に至る様々な言葉の定義やルールを説明し、ダイジェスト版として「短期大学部のしおり」(提出・4)をオリエンテーション、ガイダンスで配付している。

また、教員は学生へ次回の授業内容をより細かく発信するため、Webシラバスを公開している。授業内容の重複又は希薄な部分については、カリキュラム委員会で精査し学生の学習計画に反映する検討している。

栄養士必修科目担当者は32科目中5科目を除き専任教員である。開講している専門選択科目は24科目中11科目を専任教員が担当している。基礎教養科目は13科目で兼任教員が担当している。自由選択科目は12科目中4科目が専任教員である。教職科目は13科目開講され9科目が専任教員である。栄養士養成課程として、本学の専任教員が専門分野を一貫して教授することは、2年間という短い教育期間において実践力のある優秀な栄養士を育てるために良い配置となっている。

令和元（2019）年度には、FD 検討委員会により平成 30（2018）年に特定非営利活動法人日本栄養改善学会が作成した「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」と、本学のカリキュラムの学修内容の確認を行った。この作業には全教員の協力が得られ、本学カリキュラムの妥当性が確認できた。

カリキュラムの開講科目の見直しについては、教育期間が 2 年間ということから、見直しはおおむね 2 年ごとに行っている。開講時期や担当者等についての細かな見直しは毎年度教授会の下部組織として設置されているカリキュラム委員会（委員長：短期大学部長）が中心になって行う。委員会では各議案について討論している。最近では卒業生から在学時に学修した科目の中でどのような事が役に立っているか、更に加えたらよい内容等について意見徴収をしていることから、多様な意見を汲み上げる形式で最終的に案を作成し、教授会で審議し決定することとしている。

本学は、栄養士資格取得を目的としたカリキュラム構成を行っているが、栄養士資格に必要な科目及び単位を 2 年間の教育のなかで消化するためにはかなり過密スケジュールとなっている。

平成 23（2011）年度からは成績不良により栄養士資格が取得できない学生に対し、卒業だけでも可能となるようなカリキュラムを検討し、卒業必修科目を減らすことで卒業のみを希望する学生に対応できるようにした。その際、資格を取らずに卒業した学生が、将来、栄養士や栄養教諭の資格取得を目指す場合に、その基礎資格を与えることができるように配慮し、卒業後に資格の重要性を知った者への新たなチャンスとして科目等履修生度を周知し栄養士の資格を取得するよう指導している。このカリキュラムの実施により留年生は平成 27（2015）年度は 10 人（在籍 6.0%）、平成 28（2016）年度 5 人（在籍比 2.9%）、平成 29（2017）年度 8 人（4.7%）、平成 30（2018）年度 5 人（在学比 3.2%）、令和元（2019）年度は 3 人（1.7%）であった。令和 2（2020）年度の留年生は 4 人（3.4%）であり、栄養士資格を取得していない学生は 6 人でうち 3 名及び既卒生（令和元年度卒業生）1 名が令和 3（2021）年度前期より科目等履修生を希望している。

また、年々編入を希望する学生が多く、時間割に余裕が出てくる 2 年生後期に基礎・教養科目を多く配置し編入先で専門科目を多く履修することができるようにしている。

女子栄養大学短期大学部

食物栄養学科教育課程

令和3年(2021)年5月1日現在

科目の種別	授業科目名	授業形態			単位			教員配置			履修人員 (クラス数)	備考
		講義	演習	実習	必修	選択	自由	専任	兼任	兼任		
栄養士必修科目	公衆衛生学	○				2		○			114(4)	
	社会福祉概論	○				2		○			129(2)	
	解剖生理学	○				2				○	111(1)	
	栄養生理学(運動生理学を含む)	○				2		○			後期開講	
	構造機能人体学実習			○		1		○			110(4)	
	生化学	○				2		○			123(4)	
	生化学実験			○		1		○			114(4)	
	栄養生化学(遺伝子を含む)	○				2		○			後期開講	
	食品学総論	○				2		○			130(4)	
	食品学各論(食品加工学を含む)	○				2				○	113(4)	
	食品学実験(食品加工実習を含む)			○		1		○			113(4)	
	食品衛生学	○				2		○			134(4)	
	食品衛生学実験			○		1		○			113(4)	
	栄養学総論	○				2		○			147(4)	
	ライフステージ栄養学(基礎)	○				2		○			130(2)	
	栄養学実験実習			○		1		○			116(4)	
	臨床栄養学(臨床医学)	○				2		○			112(4)	
	臨床栄養学(食事療法)*	○				2		○			130(4)	
	臨床栄養学実習**			○		1		○			128(4)	
	栄養指導論	○				2		○			113(4)	
	栄養指導実習			○		1		○			124(4)	
	公衆栄養学概論	○				2				○	129(1)	
	対象別栄養指導論(食事計画論を含む)	○				2				○	128(2)	
	対象別栄養指導実習(栄養管理実習を含む)			○		1				○	129(4)	
	給食運営管理論	○				2		○			128(4)	
	給食管理実習(校内)			○		1		○			111(4)	
	給食管理実習(校外)			○		1		○			134(1)	
	調理学	○			2			○			118(1)	
	基礎調理学実習<1>			○	1			○			124(4)	
	基礎調理学実習<2>				1						124(4)	
	応用調理学実習			○		1		○		○	129(4)	
	調理科学験(官能評価・統計処理を含む)			○		1		○			116(4)	

女子栄養大学短期大学部

科目の種別	授業科目名		授業形態			単位			教員配置			履修人員 (クラス数)	備考
			講義	演習	実習	必修	選択	自由	専任	兼任	兼任		
専門科目	実践栄養学演習			○		1			○			112(2)	
	食育論（食文化論を含む）		○				2		○		○	34(1)	
	給食実務演習			○			1		○			130(1)	
	給食管理実習（校外2）***				○		1		○			10(1)	
	健康管理概論		○				2				○	16(1)	
	栄養病理学		○				2				○	40(1)	
	食品科学（食品物性・機能論を含む）		○				2		○			101(2)	
	微生物学		○				2				○	24(1)	
	ライフステージ栄養学（応用）		○				2				○	38(1)	
	スポーツ栄養学		○				2				○	29(1)	
	専門調理実習				○		1		○		○	72(2)	
	調理基礎技術実習				○		1		○			59(4)	
	健康づくり運動処方			○			1		○			57(4)	
	健康管理スポーツ実践			○			1		○			54(4)	
	情報処理・生物統計演習			○			2				○	63(4)	
	日本語コミュニケーション		○				2				○	39(2)	
	栄養士実務英語		○				2				○	18(2)	
	栄養士活動特論		○				1		○		○	26(1)	
	食料経済（フードマーケティング論を含む）		○				2				○	109(1)	
	食物栄養学演習（ゼミ）			○			2		○			54(10)	
	食品衛生実務概論		○				2				○	18(1)	
キャリアアップ科目	キャリア	フードワールド研修（実習）			○		1		○			5(1)	
	アップ	フードマネージメント論	○				2				○	17(1)	
	科目	栄養ケア・マネージメント論	○				2		○			27(2)	

女子栄養大学短期大学部

科目の種別	授業科目名	授業形態			単位			教員配置			履修人員 (クラス数)	備考
		講義	演習	実習	必修	選択	自由	専任	兼任	兼任		
基礎・教養科目	就業支援演習Ⅰ		○		1					○	114(4)	
	就業支援演習Ⅱ		○		1					○	111(4)	
	日本国憲法	○				2				○	22(1)	
	外国語コミュニケーション	○				2				○	39(2)	
	生物学	○				2				○	33(1)	
	化学	○				2				○	37(3)	
	文学	○				2				○	13(1)	
	社会学	○				2				○	12(1)	
	心理学	○				2				○	47(1)	
	哲学（生活の哲学）	○				2				○	25(1)	
	経済学	○				2				○	20(1)	
	英語	○				2				○	47(2)	
	生活文化論	○				2				○	3(1)	
	自然科学特論	○				2					2	単位 認定 科目
	人文科学特論	○				2					2	
	社会科学特論	○				2					2	
教職必修科目	栄養教諭論	○					2			○	15(1)	
	教職論	○					2	○			14(1)	
	教育原理 （教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含む）	○					1			○	14(1)	
	発達と学習の心理学	○					1			○	14(1)	
	特別支援教育論	○					1			○	14(1)	
	教育課程（総論及び道徳教育を含む）	○					1	○		○	19(1)	
	特別活動研究	○					1	○			19(1)	
	教育方法及び技術	○					1	○			19(1)	
	生徒指導論	○					1	○			19(1)	
	教育相談	○					1			○	14(1)	
	教職実践演習		○				1	○		○	19(1)	
	栄養教諭教育実習指導		○				1	○		○	19(1)	
	栄養教諭教育実習			○			1	○			19(1)	

女子栄養大学短期大学部

科目の種別	授業科目名	授業形態			単位			教員配置			履修人員 (クラス数)	備考
		講義	演習	実習	講義	演習	実習	講義	演習	実習		
自由選択科目	フードスペシャリスト論	○					2	○		○	94(1)	
	フードコーディネーター論	○					2	○		○	94(1)	
	食物栄養学特論Ⅰ	○					2	○			—	
	食物栄養学特論Ⅱ	○					2	○			—	
	食物栄養学特論Ⅲ	○					2	○			—	
	食物栄養学特論Ⅳ	○					2	○			—	
	食物栄養学特論Ⅴ	○					2			○	—	
	食物栄養学特論Ⅵ	○					2	○			—	
	食物栄養学特論Ⅶ	○					2			○	72(2)	
	食物栄養学特論Ⅷ	○					2			○	41(1)	
	食物栄養学特論Ⅸ	○					2	○			—	
	食物栄養学特論Ⅹ	○					2	○			20(1)	

注) *栄養アセスメントを含む

**調乳を含む

***給食管理実習(校外)が2週間以上の場合の単位認定の科目

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

基礎・教養科目（内2科目卒業必修）に関する13科目を配置している。専門科目は、栄養士資格取得を前提として配置しており、基礎・教養科目は栄養士として活動するうえで必要な内容及び大学生として必要な基礎・教養を養う科目を配置している。

しかし、2年間に学ぶ内容としては資格取得のために必要な専門科目が主となり、基礎・教養を身につけ社会活動の基礎となる科目を多く学ぶ環境にはなっていない。

そのため、教養教育の成果を測定、評価し改善を行うことを目的として、令和元（2019）年度から「<入学時>社会人基礎力測定テスト」を実施し教養教育の測定を行っているが、未だ評価できる改善に至っていない。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

基礎・教養科目で卒業必修科目となる「総合教育プログラムⅠ」（前期）は初年次教育、後期「総合教育プログラムⅡ」は就業支援として、社会や経済動向に関心を持ち、働くために必要な社会環境と自己への認識、就業に求められる理論的思考表現スキル、ICT等の情報技術、コミュニケーション力およびビジネスマナーを身につける授業を開講している。

また、2年前期に開講している専門科目の「栄養士活動特論」では本学で学んだ栄養学を活かした卒業後の活動を想定し、将来の職業選択に繋がることを目的に、現在栄養学にかかわる職業で活躍している講師のオムニバス形式の授業を開講している。受講している学生に内容・要約・感想文の提出を課し、授業担当者が得られた効果を確認している。

加えて、1年生を対象に栄養士業務説明会を開催し、自分たちが目指す専門職としての栄養士の社会的役割ややりがい、栄養士業務の多様性を考えさせる機会を設けている。開催時期は、栄養士必修科目の履修開始間もない時期とし例年5月に行っている。この栄養士業務説明会は、保護者の参加も勧めている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

アドミッションポリシーについては、「女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021」（以下、GUIDEBOOK 2021）（提出-10）、「女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 2021 年度 学生募集要項」（提出-11）や学園ウェブサイトを利用し、本学の建学の精神や求める学生像を明文化し、より明確に受験者へ伝えている。その内容は、次の通りである。

〔求める学生像〕

■食・健康に好奇心や興味をもち、食事の調製・提供のための知識や技術を身につけ、栄養学の知識を実践する人。

■食産業や食文化及び健康分野等で「食生活のスペシャリスト」として活躍したい人。

■学業で得た知識を更に深く学び探求する意欲のある人。

■高等学校等できちんと学び、基礎学力を身につけた人。

なお、「GUIDEBOOK 2021」では、短期大学部 食物栄養学科の学科紹介ページに「教育の理念と目的」を筆頭に、「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」を明確に示している。

総合型選抜のアクティブ・ラーニング入試では、求める学生像にも掲げられている通り高校時代の学力だけでは推し量ることのできない学びへの姿勢及び栄養士としての資質・素養を見出す努力をし、多種多様な人材の選抜を心がけている。

また、学校推薦型選抜では、出願資格の中に、“出願時における高校 3 年間の欠席日数が 20 日以内”であること、“化学基礎（理数化学も可）と生物基礎（理数生物も可）及び科学と人間生活の 3 科目から 2 科目を履修した者”、“全体の評定平均値が 3.0 以上の者”としている。指定校推薦については、上記出願資格のほか、評定平均値の基準については、高校別に別途設けている。

年明けに実施する一般選抜（1～3 期）においては、試験時間、試験科目、配点に加え、併願割引制度、選抜成績優秀者特待生制度についても詳細に明示している。

以上のとおり、入学者選抜の詳細については、「学生募集要項」（提出-11）を通じて、全ての入試種別において選抜方法の内容に係る試験時間、試験科目、配点等について明示し実施した。

また、入学者選抜の円滑な実施を図るとともに、アドミッションポリシーに則した多面的かつ総合的な評価を行うことを目的としてアドミッション・オフィスを設置し、構成員は主に総合型選抜のアクティブ・ラーニング入試における成績評価の業務を遂行している。

「GUIDEBOOK 2021」では、学科の特色、カリキュラムの構成、授業科目一覧、海外研修プログラム、就職状況、入学金・授業料、奨学金、入学試験の方式等を具体的かつ正確に情報提供を行った。

令和 2 年度は、コロナの感染拡大の予防の観点から、例年実施していたオープンキャンパス等のイベントを中止した。そのため、それに代わるオンラインによる個別相談、また平日、休祭日での個別相談および施設見学を実施し、入学者選抜に係る

相談や学びの内容について適切なアドバイスを行った。

また、高校現場においても選抜方法を中心に情報不足が叫ばれる中、オンライン、または対面での情報共有を図り状況把握を努めた。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

単位認定の方法は、科目により異なるものの講義科目はおおむね筆記試験を実施しているが、令和2（2020）年度についてはコロナ感染対策として Web 授業を行ったことから一部の試験は Forms を用い実施した。実験・実習科目については筆記試験を行う科目もあるが、多くはレポート提出により出席態度を含め単位認定評価を行っている。その評価を受け学生の学習成果を判断できていると考える。

単位認定のための試験に関しては「試験規程」（履修の手引き「女子栄養大学短期大学部試験規程」参照）による。定期試験の成績は、S・A・B・C・D・E の6段階で評価し、D および E を不合格とする。成績評価の基準は、100 点法により S：90 点以上、A：89～80 点、B：79～70 点、C：69～60 点、D：60 点未満とする。C 以上を合格とし単位を認定する。D は希望により再試験を受験することができ、合格すれば C として単位認定される。単位未修得者は再履修あるいは単位認定試験を受けることができる。

また、学業成績をはかる基準として GPA（Grade Point Average：成績評定平均値）を導入している。

評 点		評価の表示	GP 配点
合格	100～90 点	S	4
	89～80 点	A	3
	79～70 点	B	2
	69～60 点	C	1
	追試験で合格（補 2）	補 1	
	再試験単位認定試験及び再履修で合格	C（補 2）	1
	単位認定試験または再履修で合格	C（補 3）	1
不合格	59 点以下	D（補 4）	0
	出席日数不足(履修放棄)	E	0
合格不合格の判定を保留		保（補 5）	—
履修取り消し		消（補 6）	—
定期試験欠席		欠（補 7）	—

追・再試験欠席または未手続き	E	0
既修得等単位認定	認（補 8）	—

【GPA の算出方法】

$GPA = S \times \text{取得単位数} \times 4 + A \times \text{取得単位数} \times 3 + B \times \text{取得単位数} \times 2 + C \times \text{取得単位数} \times 1 + C + (D + E) \times \text{取得単位数} \times 0 / S \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot E$ の総単位数

補 1. 追試験の成績の評価は最高 A とする。ただし、学校感染症（新型インフルエンザを含む）を原因とする場合の評価は、最高 S とする。

補 2. 再試験の評価は合格または不合格のみとし、合格の場合の評価はすべて C とする。

補 3. 単位認定試験及び再履修での成績の評価は合格または不合格のみとし、合格の場合の評価はすべて C とする。

補 4. レポートの提出によって試験に代える場合、所定の期日までにレポートを提出しなかった場合は不合格「D」とする。

補 5. 追・再試験の成績につき、ただちに合格・不合格の判定をくだし難い者について、判定を保留とし、以後のその者の学習の状況を見て、改めて合格・不合格を決定することがある。その場合、合格した者の評価はすべて C とする。

補 6. 「消」正当な理由（試験規程第 5 条）により学生から履修取り消し希望が出た場合、初回履修と同じ扱いにする。

補 7. 「欠」定期試験欠席した場合、追再試験の結果を反映する。

補 8. 「認」既修得認定単位は GPA に反映しない。

補 9. その他の取り決め

- ・実験実習、特論、食物栄養学演習(ゼミ)は上限 A とする。
- ・実験実習の出席日数不足の場合の取扱いについては講義の「E」、「消」に準ずる。
- ・レポート試験等の結果で不合格となり再履修する場合、講義科目の再履修と同様に扱う。
- ・教職課程科目は他の講義科目と同一に扱う。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA 分布、取得科目数等については編入試験判定に活用、キャップ制の変更（1 年

後期終了後の成績 GPA が 3.0 を超えている場合には 50 単位まで履修可能)、ポートフォリオの策定を令和元（2019）年度より実施している。

単位修得状況について、令和 2(2020)年度卒業生の本試験での単位認定者は 98.9% である。最終評価として D となり、再履修及び単位認定試験の受験者が年々増加傾向にあり、緊急に対処しなくてはならない問題となってきた。そのため追・再試験に先立ち補講を行うよう各教科担当教員に要請し、多くの教員が補講を実施している。追・再試験においても不合格となった学生に関して、担任及び短期大学部長との面接を実施し、学業への努力を喚起している。

本学で学び実力を付けることにより、栄養士として活動するために必要な実践を獲得することができ、社会での活動に結び付けることができる。

平成 22（2010）年より 2 年次終了時点で栄養士資格取得の全学生に栄養士実力認定試験（社団法人全国栄養士養成施設協会実施）の受験を義務として課し、教育の成果を第三者から判断される機会を有するとともに、卒業後に就職先及び卒業生対象のアンケートを実施することにより、社会での活躍状況より学習成果を確認している。

栄養士実力認定試験	受験者数 人	A 評価		B 評価		C 評価	
		人	%	人	%	人	%
平成 28 年度	159	138	87	21	13	0	0
平成 29 年度	163	146	90	15	9	2	1
平成 30 年度	151	119	79	31	20	1	1
平成 31・令和元年度	165	113	68	46	28	6	9
令和 2 年度	112	61	54	47	42	4	4

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

平成 18(2006)年度より卒業後 1 年を経過した卒業生のいる就職先と卒業後 1 年、3 年、6 年を経過した卒業生に対し、卒業後の就労状況や本学卒業生の就職先からの評価についてアンケートを毎年継続しており、令和 2（2020）年度で 15 年目にあたる。就職先としては企業をはじめ福祉施設関係等の多岐にわたる業種が対象となる。令和 2（2020）年度の回収率は就職先への調査が 45.0%（35 件/78 件）であり、卒業生は 16.1%（79 人/492 人）であった。

就職先へのアンケートでは就労中の卒業生の資質についての的確な評価が得られており、その評価結果を受けカリキュラム等への反映を図っている。評価結果に関し

では、令和元(2019)年度と同様、協調性、仕事への適応能力、コミュニケーション能力が高い評価を得たが、リーダーシップ、問題解決能力、創造性、自主性への評価は低い状況にあるとの意見が多くみられた。この結果データについては教授会で周知されている。

卒業生に対するアンケートは今回、卒業年が平成 26 (2014) 年、平成 29 (2017) 年、平成 31 (2019) 年の 3 年分について実施した。卒業時就職者と、現在の有職者の栄養士としての就職状況(就職率)を比較(卒業後 6 年と卒業後 3 年は管理栄養士含む)すると、平成 26 (2014) 年(卒業後 6 年)が-25.0%、平成 29 (2017) 年(卒業後 3 年)は-5.0%、平成 31 (2019) 年(卒業後 1 年)は-13.3%とそれぞれ減少した。

なお、平成 26 (2014) 年卒業生と平成 29 (2017) 年卒業生のアンケート回答者のうち 9 名が管理栄養士の免許を取得しており、そのうち 3 名は管理栄養士として勤務している。

また、在学中に学んだ学問の専門教科に対するアンケートおよび栄養士教育が役だったか、そして本学で学んで良かったかの設問に関して回答データを集計した。設問項目の中で日常の業務や生活に直結する専門分野の食品と衛生、栄養と健康、給食の運営が役立ったと評価が得られている。栄養士における教育に関しては、満足いく仕事をみつける、長期的な仕事の展望、充実した人生を送る、在学中に獲得した知識・技術の活用度という設問において、おおいに又はある程度役立ったとの評価を得られており、栄養士という資格が生涯仕事に従事していくうえで、強固で安定していると考ええる。

本学で学んで良かったかという設問に関しては、平成 26 (2014) 年(卒業後 6 年)が 66.7%、平成 29 (2017) 年(卒業後 3 年)は 80.8%、平成 31 (2019) 年(卒業後 1 年)は 79.4%がおおいに良かったと回答しており、本学の教育は卒業後も数年にわたり役立っているといえる。

また、平成 27 (2015) 年度より本学教育について卒業生から直接意見を伺う機会を設けており、令和 2 (2020) 年度は受託給食会社栄養士、学校栄養職員、食品メーカー製造開発職、料理教室講師など多くの学生が就職する業種・職種で勤務している卒業生 4 名に意見徴収を行った。

配属になった厨房の調理器具や設備が学校での調理器具や設備と異なったため、別の器具での代用について具体例を知りたかった、献立作成から調理までの一連の流れを全て経験してみたかった、また、ビジネスマナーやメール、パソコン操作についてももう少し理解を深めたかったという意見があがった。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学ではコミュニケーション能力、情報スキルおよび社会人としてのマナーを身につけるため、平成 23 (2011) 年度カリキュラムに「就業支援演習」を設置し必修科目として導入している。令和 2 (2020) 年度からは科目名称を「総合教育プログラム」とし、前期開講の総合教育プログラムⅠを初年次教育、後期開講の総合教育プロ

グラムⅡを就業支援に分け主性を高める指導を実施し、学生アンケートでも高い評価を得ている科目である。さらに、リーダーシップ等の強化を図ることと共に、修得した学問の知識を仕事場で引き出せる応用力についても強化したい。

入試に関しては、18歳人口の減少に加えて、四大への進学志向の増加、また専門学校への進学者も一定数いる中、短期大学への入学者受け入れは、年々厳しさを増している。短期大学志願者確保に向け、本学での建学の精神を基盤とした短期大学としての栄養学の学びの再構築も視野に入れ学内全体の課題として捉え検討を図る。

就職先への意見聴取については、アンケートの集計だけではなく、直接聴取する必要もある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料**
- 4. 令和3年度短期大学部のしおり、
 - 10. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021、
 - 11. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部
2021年度（令和3年度）学生募集要項、
 - 12. CAMPUS HANDBOOK 2021
（女子栄養大学短期大学部・香川調理製菓専門学校）、
 - 13. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2020、
 - 14. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部
2020年度（令和2年度）学生募集要項
- 備付資料**
- 9. 学生満足度調査、
 - 10. 卒業生現状調査、11. 卒業生に関するアンケート
<https://www.eiyo.ac.jp/daigaku/career/juniorcollegeresearch.html>
 - 12. 入学前学習資料、13. 学生相談記録（成績・学生生活・その他）、
 - 14. 就職データブック 2018年度、
 - 15. 2019年度第1回短期大学部教授会資料、
 - 16. 就職データブック 2019年度、
 - 17. 2020年度第1回短期大学部教授会資料、
 - 18. 就職データブック 2020年度、
 - 19. 2021年度第1回短期大学部教授会資料、
 - 20. GPA 分布状況（2020年度）、
 - 21. 学生による授業評価 調査・結果資料、22. 国際交流のご案内

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

定期試験を実施している教科については基準Ⅱ-A-6 に示した成績評価の基準により学習成果を評価している。基準に満たない学生に関しては補講の実施、個人対応による指導等によるバックアップを行い、学生個々の学習成果は教員によって把握されている。

学生による授業評価は平成 12（2000）年度より実施している。平成 17（2005）年度には「『学生による授業評価』に関する取り決め」を策定し、専任教員及び非常勤教員に関しても授業評価を義務づけている。当該年度に開講された全教科（講義科目、実験実習科目を含む）について前期は 6 月から 7 月にかけての 1 週間、後期

は 11 月から 12 月にかけての 1 週間に実施している。但し、令和 2（2020）年度については、コロナ禍のため登校型の実験実習科目を後にし、後期科目を順次実施したことから各科目の授業終了後に Forms により授業評価を実施した。

通常は紙媒体の評価票を各教員が所定の封筒に入れ、集計担当者に提出する。集計作業が終了した時点で短期大学部長はその結果の概要を学長及び副学長に報告すると共に、各教員へ集計結果を戻し、次年度以降の教育に反映させるべく考察を行っている。

評価票の集計結果は全教員に通知され、その集計結果に対する教員の意見や感想、今後に向けての改善策・決意等を印刷物として学生に公表するとともに、教授会に報告し、各自教員の授業改善の手段として活用している。

平成 19（2007）年度からは、学生の負担軽減の意味から全科目、全クラス実施から、全科目を対象として A・B・C・D のいずれかのクラスで実施することとした。その際、実施クラスは教務学生課がランダムに教員に割り当てることとした。

本学は教育分野を、一般教養分野、実験分野、実習分野、教職分野に分けている。一般教養分野は基礎・教養科目分野の教員が含まれるが、この分野の科目に関しては科目毎に独立性があり、特に相互の関連を強く求めてはいない。しかし、その他の分野に関しては、教育内容に基礎から応用への強い繋がりがあり、特に 2 年間という短期間での教育であるため、相互の意思の疎通なくしてはカリキュラムの構成が難しくなる。そのため、講義内容、実験実習内容に関しそれぞれの分野の教員は必要に応じ自主的に打合せを行い、科目間の進行順の調整、重複あるいは欠如がないよう努力している。なお、新任教員に対しては、関連分野の教員による担当内容の精査を行っている。非常勤講師の担当科目に関しては、依頼時に講義内容について当該教員と協議し、整合性がとれるよう努力している。

また、栄養士養成施設であることから栄養士必修科目 50 単位に加え、専門科目には栄養士必修科目の応用科目として 37 単位、栄養教諭等資格取得のための科目として 15 単位を配置している。

授業の成果を上げる FD 活動のための組織として、短期大学部教授会の下に組織された FD 検討委員会（「女子栄養大学短期大学部 FD 検討委員会規程」参照）がある。FD 検討委員会の活動としては、毎年 4 月に専任教員全員を対象に学生アドレス登録方法の教授を行い、学生指導の基礎となる情報を全教員が確認している。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策として対面型の授業が困難になったことから、Microsoft Office 365 ツールである Microsoft Teams と、Microsoft Forms を活用してオンライン授業を行ったが、そのための技術的な講習会を、FD 研修会の一環として行った。平成 24（2012）年度から PROG（PROGRESS REPORT ON GENERIC SKILLS）テストを実施し、学生の基礎力について「リテラシー」「コンピテンシー」の 2 側面から測定し、学生の「問題解決能力」「行動特性」などについて、学生自身の将来に向けての活用を行ってきた。また、令和元（2019）年度より授業科目の側面からの測定もできるように本学独自に PaCS テストを加えたアセスメントテストを導入した。これらの結果を FD 検討委員会で共有し、担当科目の評価では測りきれない学生の基礎力の把握を行っている。

全ての教員が担当授業について教育目的・目標をたて、その観点に則って評価を実施している。なお、令和元（2019）年度よりティーチング・ポートフォリオの導入を行い、履修相談等も含め学生に適切な指導を行っている。ティーチング・ポートフォリオは年 2 回、前期授業終了時（9 月）及び後期授業終了時（3 月）に実施している。さらに履修相談等を通して学生に適切な指導を行っている。

事務職員は、全学生の単位履修状況を把握し、教員・学生間の連携を行っている。学習内容の不明な点については、各担当教員へ連絡を取り面談等の調整・同席指導を行い、学習成果を認識している。教育目的・目標の達成状況を全て把握し、目標達成の有無を確認することにより教員への連絡、学生への指導に努力している。

学生支援については、日本私立短期大学協会、社団法人東京都私立短期大学協会および日本学生支援機構等の研修会に毎年参加し、学園から配信される様々な情報を生かしながら SD 活動に取り組み、学生支援を充実させている。

履修及び卒業に至る支援については、学生からの履修相談等を通して学生に適切な示唆を与えている。

図書館職員による学生の学習向上のための支援は以下のとおりである。

①レファレンスサービスの実施

図書館利用に関するアドバイスや必要な資料・情報等を迅速に入手するための案内及び指導を行っている。令和 2（2020）年度レファレンス実績は、149 件である。緊急事態宣言下では完全オンライン授業となったため、5 月 1 日現在非来館でも利用できるメールでのレファレンスサービスも受け付けている。

②講習会の実施

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス対策のため講習会等は実施できなかったが、令和 3（2021）年度は、オンラインによる講習会を含め実施を検討している。

③図書の企画展示

学生の学習向上の支援として、図書の紹介を兼ねたテーマ別の展示を行っている。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス対策のため図書館の利用が難しいこともあり館内での図書の展示から掲示板への立体型紹介物の掲示へ切り替えた（計 3 期実施）。5 月 1 日現在、掲示板掲示と併せ、モバイルメールでの通知なども行っている。引き続き非来館であっても紹介案内を届けられる Web サービス活用等を検討している。

④PC 等の設置

レポート等作成・インターネット検索のため常設 12 台、館内貸出用 11 台、蔵書検索専用 1 台、データベース検索専用 1 台を備えており、モノクロ・カラープリンターを各 1 台設置している。但し 5 月 1 日現在、新型コロナウイルス対策により使用を休止している。

⑤電子ジャーナル・データベースの提供

本学の専門及び関連分野に関わる電子資料を図書館ホームページに搭載し、学内いずれのパソコンからもアクセスできるように提供している。現在、電子ジャ

ーナル 70 誌、文献・新聞等情報データベース 7 件を提供している。一部非来館でも利用できる様対応している。

⑥学外機関との協力・提携

他大学図書館等学外機関の利用、図書の借用、文献複写の取寄せなど、学生が必要とする図書・資料の仲介を行っている。

業務提携機関は以下のとおりである。

- 1) 各大学及び短期大学図書館
- 2) 国立情報学研究所
- 3) 公益財団法人 味の素食の文化センター 食の文化ライブラリー
- 4) 独立行政法人 国立女性教育会館 女性教育情報センター
- 5) 豊島区立図書館（「としま図書館ネットワーク」）

⑦非来館サービスの充実

緊急事態宣言下では完全オンライン授業となったため、非来館でも利用できる図書郵送貸出サービスを実施している。

また、令和 3（2021）年 3 月より電子書籍の利用も開始し、5 月 1 日現在、計 535 タイトルの利用が可能となっている。

図書館の利便性の向上については以下のとおりである。

- ①a) 5 月 1 日現在、新型コロナウイルス対策により使用に制限を設けているが、閲覧室、多目的室、学修室、AV コーナー等の設置趣旨を明確にし、それぞれ学生の目的に沿って利用できる環境を整備している。

多目的室には、プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、講演台等を備えている。机は可動タイプになっており、学生は用途や人数に応じて自由に配置することができることからディスカッション、発表練習、ゼミ、講習等に多く利用されている。無線 LAN が敷設されているので、個人所有の PC を使用することもでき、利便性は高い。5 月 1 日現在、密を避け閲覧席として使用している。

- b) 学修室は、遮音度が高く、静粛な環境で学修や読書等に集中することができるスペースとなっている。机は利用者間の干渉が避けられるキャレルデスクのみを設置している。5 月 1 日現在、使用を休止している。

- c) エントランスでは、係員が全てのサービスに対応している。

- ②5 月 1 日現在、緊急事態宣言下でもあるため平日は 9 時から 18 時まで開館、土曜日は閉館としている。今後の登校型授業の開講状況に応じて開館時間の変更も検討している。

学内のコンピュータの授業や大学運営への活用については、教員、職員共に 1 人 1 台のパソコン環境を整えており、各教室にも最低 1 台の授業用パソコンを配置している。これらのパソコンは学内 LAN 並びにインターネットに接続されており、パソコン、プロジェクタ、或いはインターネットを活用した授業が行われている。電子メール、情報を共有するためのグループウェア、業務システムも各人のパソコンを

通して使用する事が可能となっており、授業や学校運営に活用している。

また、学生にはパソコンや各種 ICT サービスを利用するためのアカウントを割り当てており、電子メールをはじめ、学内のパソコンへのログオン、e-Learning システムへのログオン、学内無線 LAN ネットワークへの接続、マイクロソフトのクラウドサービス (Microsoft365) へのサインインなどに使用している。個人のパソコンを学内 LAN や学内無線 LAN に接続することも可能であるが、接続に際しては個人のアカウントでの認証が必要となるため、アカウントを持たない外部の人間が不当に利用することはできない。

学生がパソコンを自由に利用できるフリースペースとして、パソコン 20 台、プリンタ、スキャナを設置した施設、またパソコンのみ 10 台を設置した施設を設けており、空き時間に自由に利用することができるが、令和 2 (2020) 年度については使用禁止とした。パソコン 56 台、プリンタ、スキャナを備えたコンピュータ教室について、授業で使用していない時間帯には自由に利用することができる。但し、令和 2 (2020) 年度については、教務学生課で使用状況を確認し使用することができる。

技術的なサポートについては、ヘルプデスクを担う事務部署が対応している。

また、コンピュータ利用技術に関する情報をグループウェアで共有しており、さらにクラウドの電子マニュアルサービスを活用することで利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

新入生の入学オリエンテーションの概要については「短期大学部のしおり」（提出-4）に記載している。

なお、期間中に、短期大学部長より「学科の特色及び卒業・栄養士資格取得における学習」についての説明を行っている。新学期ガイダンス時には、1年次の修得単位の確認指導と栄養士校外実習オリエンテーション、就職ガイダンス等について、担当教員・事務職員による説明を行っている。今年度のオリエンテーションは内容の一部を精査し時間を短縮、一同を集め密にならないように各教室でオンライン（健康診断を含む）により実施した。クラスごとに実施しているため教職員が分担して黙食指導、誘導等を行った。予定通り実施できなかったことについては、メール等での指導を行っている。新2年生対象のガイダンスについては前年度の3月（1年生時）に1日かけて実施しているが、今年度は半日と健康診断日に教室ごとにオンラインで実施した。

加えて、女子栄養大学への編入学については学園内推薦編入学制度が設けられているため、毎年学部の各学科長から授業内容等の説明及び編入学をした先輩学生を招いての特別ガイダンスを行っていたが、令和2（2020）年度は、新型コロナ禍の影響により Microsoft Teams による説明会を実施した。

学生生活に関する内容を纏めた「CAMPUS HANDBOOK」（提出-12）を配布し、学生生活に関する事項及び各種奨学金の申込等の細かい資料を作成し、その都度配付し学生生活のサポートを行っている。

基礎学力が不足する学生に対し、平成16（2004）年度より入学前に学習の基礎となる化学を中心とした基礎学力アップ講座を開講している。本講座は入学前の5～6日間、初日にクラス分けテストを行い実力別に3クラス編成とし、駿台教育研究所の講師により実施してきた。しかし、マンネリ化を感じるようになり、より教育力を高めるため平成20（2008）年度からは担当者を市進予備校に、平成22（2010）年度からは栄光ゼミナールに、平成26（2014）年度からは東進ハイスクール（株式会社ナガセ）に変更し、入学前の7日間実施し、更にきめ細かな対応として新入生全員を対象にアチーブメントテストにより4クラスに分け成績に合わせた編成で基礎化学及び基礎数学を実施していたが、令和2（2020）年度は授業前課題同様にオンラインによる補講を実施した。

平成18（2006）年度以降は入学前の講座とその講座終了後、成果判定テストを実施し成績不振者を対象として前期を通し、週1回の補習講座（平成18（2006）年度からは基礎化学、平成19（2007）年度からは国語）を実施していたが、令和2（2020）年度はオンライン授業編成のため実施できず開講を見合わせた。

学生が教員へ質問しやすいよう、質問タイム（オフィスアワー）を設け専任教員全員が週1回以上学生からの質問を受ける機会を設けていたが、令和2（2020）年度は登校授業時に随時学生が研究室へ行きやすい体制を整え対応している。

平成18（2006）年度以降は定期試験不合格者への補習を実施し、平成19（2007）年度からは教員による「苦手克服タイム」と名称をつけ、限定された科目に関わらず学習に関する広い範囲でのフォローを行っていたが令和2（2020）年度は開講が難しかった。

その他、教員によるクラス担任制度を設けていることから入学時の不安を取り除くために個人面談や、成績返却にも面談を行うことで、学習の不安や学生生活の不

安への相談に応じている。令和 2（2020）年 4 月はオンラインでクラス会を行い、個人面接を行った。教務学生課窓口で直接行う支援は体制を整えることが難しいが不安な問題がある場合にはメールでの相談、メール等で十分でない場合には登校授業時に直接窓口に来るように指導している。その他、登校時のカウンセラーによるカウンセリング体制、精神科医による面接を行っている。今年度は登校が出来ない時期にも相談がありカウンセラーがオンラインで対応した。

留学生の受入を行っているが、希望者は殆どいない。留学生の派遣は実施困難であるがオーストラリア栄養学研修として毎年行っており、平均 10 名前後の学生が海外の協定校に渡航している。しかし、令和 2（2020）年度はコロナ禍のため中止とした。

定期試験を実施している教科については成績評価の基準により学習成果を評価しているが、基準に満たない学生に関しては補講の実施、個人対応による指導等の支援をし、学生個々の学習成果は教員によって把握されている。

学生による授業評価は平成 12（2000）年度より実施している。平成 17（2005）年度には『学生による授業評価』に関する取り決め」を策定し、専任教員及び非常勤教員に関しても授業評価を義務づけている。当該年度に開講された全教科（講義科目、実験実習科目を含む）について前期は 6 月から 7 月にかけての 1 週間、後期は 11 月から 12 月にかけての 1 週間に全科目を対象に、各科目で 4 クラスのうちの 1 クラスに実施している。

授業評価の結果（備付-21）は、評価票は各教員が所定の封筒に入れ、集計担当者に提出する。集計作業が終了した時点で短期大学部長はその結果の概要を学長及び副学長に報告すると共に、各教員へ集計結果を戻し、次年度以降の教育に反映させるべく考察を行う。その後、集計結果を全教員に通知し、その集計結果に対する教員の意見や感想、今後に向けての改善策・決意等を印刷物として学生に公表するとともに、教授会に報告し、各自教員の授業改善の手段として活用する予定である。また、令和元（2019）年度より「学生による授業評価」の解析の終了後にティーチング・ポートフォリオの作成を年 2 回、前期授業終了時（9 月）及び後期授業終了時（3 月）に実施している。

本学においては日本国内で通用する栄養士の免許を取得するという性質上、極端な留学生の受け入れは行っていない。しかしながら、昨今のグローバル化の流れを受け、国際的に通用する人材育成の一環として海外への学生の短期派遣（オーストラリア栄養学研修）は毎年行っており、平均 10 名前後の学生が渡航している。昨年度は新型コロナウイルス蔓延により留学が中止となった。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織は以下の通りである。

1) 学生生活委員会

教授会の下に組織された委員会であり、さらに配下にクラブ顧問会議、担任会議、就職対策会議がある。学生生活全般に係わる諸問題に対処しその改善、解決に努めることを目的としている。

2) クラス担任制度

新入時及び成績発表時の個人面談、就職や進学、休学や退学の相談などを始め学生生活全般についての相談に応じ、学生が円滑に学生生活を送れるよう指導・助言を行っている。

3) ハラスメント対策委員会

学園全体から選出された教職員メンバーで構成している。

なお、平成 20（2008）年 7 月には従来のセクシュアルハラスメントに加え、パワーハラスメント、アカデミックハラスメントまで拡大した制度改革を行い、現在のハラスメント対策委員会を構成している。

4) 「オフィスアワー」の設置

授業科目等に関する質問や種々の相談に専任教員が応じることのできる時間帯を本学ホームページに明示し、掲示板でも周知している。

5) 「サポートコーナー」の設置

週 1 回、職員が学生のあらゆる相談に応じることのできる時間と場所を設けている。但し、令和 2（2020）年度以降はコロナ禍にあり実施することができない。

6) 「苦手克服タイム」の設置週 1 回、専任教員が学生の質問に対応している。

令和 2（2020）年度以降はコロナ禍にあり実施することができない。

7）事務組織

駒込教務学生部では、平成 22（2010）年 6 月に事務組織変更を行い短期大学部教務学生課が成績管理・学生生活指導、駒込就職課が就職活動の支援を行っている。また、教育支援部国際交流課が必要に応じて留学生の支援を行っている。

クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動への支援体制は以下の通りである。

1）クラブ活動

クラブ活動の指導体制は、顧問（教員）及び代表者（学生）により行われている。クラブ活動は放課後、土・日、合宿（夏期・冬期）、交流校での活動、大会参加等が主である。活動の一端として、毎年 10～11 月に予定されている学園祭（駒込祭）に参加している。

しかし、令和 2（2020）年度はコロナ禍にあり学園祭は中止となったため活動する事ができていない。

2）学生会

学生会は、本学に入学すると同時に加入する学生の自治会である。学生相互の親睦を深め学生生活全般の充実や知識の向上を図り、地域社会に貢献することを目的としている。活動としては、学生から徴収した学生会費より学園祭やクラブ活動への経済的支援を行っている。また、平成 22（2010）年度から実施している 1・2 年生の交流会では親睦及び履修に関するアドバイス等情報交換を行っている。

しかし、令和 2（2020）年度はコロナ禍にあり殆ど登校ができず、登校できても 1・2 年生の登校日が異なり事から縦割りの交流会もできていない状況である。

3）学園祭（駒込祭）

学園祭の企画・運営は駒込祭実行委員会が行っており、相談役として学生部長、クラス担任、ゼミ指導教員及び教務学生課の事務職員が行っている。なお、実行委員は短期大学部学生約 80 人で構成されている。しかし、令和 2（2020）年度はコロナ禍にあり学園祭は中止となったため活動する事ができていない。

学生のキャンパス・アメニティは以下の通りである。

1）学生休息施設・空間

キャンパスが狭いため、十分な空間を確保することが困難である。学生が食事をしたり、授業時間外にくつろいだりするためのスペースとして通称「ピンクの廊下」がある。平成 24（2012）年度にテーブルや椅子の数を増やし、椅子は座りやすいタイプのものに変えた。また、スペースの一角にパソコン 10 台を常設し、自由に利用可能であることから、学生にも好評である。しかし、令和 2（2020）年度はコロナ禍にあり密を避けるためにピンクの廊下の使用する学を不可とした。

2）保健センター

保健センター所長を所属長とし、専任の看護師が常駐している。ベッド 2 床、精神科医、婦人科医の相談の場としての機能も持たせている。

3) 学生食堂「カフェテリア」

カフェテリア（学園直営）には、テーブル 41 台、200 席があり、学生達には先輩にあたる管理栄養士と、併設の専門学校卒業生の調理師によって定食、単品、小鉢が提供されている。「おいしく食べて健康に」をコンセプトに日替わりランチは本学の創立者香川綾が考案した食事法「四群点数法」に基づいた栄養バランスのとれたメニューとなっている。提供メニューの栄養価は毎日掲示されており、栄養士を目指す学生への有効な栄養情報の提供となっている。令和 2（2020）年度以降は座席数を限定し 3 密を避けて利用することとしたが、緊急事態制限の解除後はお弁当販売により対応している。

4) 売店

「代理部サムシング」の名称の学内売店がある。開設以来、本学出版部発行の雑誌「栄養と料理」や「食品成分表」等各種書籍、学生が授業で使用する教科書・参考書、学用品以外に授業等に使用する教員が選定した調理器具の販売も行っている。また、創立者考案の計量カップ・スプーン・ヘラを始め「建学の精神」を具現化した商品（「四群点数法」フードモデル、栄大スケール、栄大包丁等）は本学の売店のもう一つの顔といえる。

宿舎が必要な学生への支援として下宿・アパートの入居を希望する者に対して信用のおける物件を紹介している。

通学のために図っている便宜としては、本学は、JR 駒込駅・地下鉄南北線駒込駅より徒歩 3 分という恵まれた場所にあるため、特に便宜は図っていないが、近隣からの通学者のために自転車置場を設けている。

奨学金等、学生への経済的支援は以下の通りである。

1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

令和 2（2020）年度採用 日本学生支援機構奨学金 取得状況 所属	給付	第一種	第二種	計
短期大学部	15 人 (23 人)	20 人 (37 人)	34 人 (54 人)	69 人 (114 人)

() 内数字：令和 2（2020）年度対象者数

2) 横巻のぶ記念奨学金

本学園創立 50 周年の記念事業の一環として昭和 58（1983）年に設立された奨学金制度である。創立者香川綾の生母横巻のぶ昇天 70 年祭にあたり、香川綾ら三姉妹が資金を提供して作った。修学途中で家庭の事情により、学納金の納入が著しく困難を来した学生に対し、学納金の全額又は一部を無利子で貸与する制度である。短期大学部 2 年生前期分からの学納金対象である。令和 2 年度の申請者はなかった。

3) 香友会わかば奨学金

香友会わかば奨学金は、同窓会組織である香友会が、平成 19（2007）年度より

始めた奨学金制度である。本学の建学の精神を理解し、高い志を持った卒業学年に送るもので、審査は、小論文、面接により行われる。平成 30（2018）年度は 1 人が授与されたが、令和元（2019）年度・2（2020）年度の申請者はなかった。

4）北郁子奨学基金奨学金

北郁子奨学基金奨学金は「経済的理由のために母校で学ぶことができないことが無いように、若い方々を支援し育成したい」との卒業生である故北郁子氏の意志を継いだ奨学金制度である。短大生は 1 年後期に申請することができる。

令和 2（2020）年度採用 北郁子奨学基金奨学金取得状況 貸与	後期	計
人数（延べ人数）	1 人	1 人
金額	300,000 円	300,000 円

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制は以下の通りである。

1）定期健康診断

令和 2（2020）年 10 月 31 日に、イムス板橋健診クリニックと連携し健康診断を実施した。短期大学部 1・2 年生計 258 人が受診し、受診率は 98.4%であった。定期健康診断の有所見者に対しては個別に対応を行った。血圧と尿検査については再検査を実施した。BMI 低値の一部学生に対しては保健センターの看護師が面談を行った。

1 年生に対し麻疹抗体検査のため採血を実施し、抗体保有率は 84.2%であった。このうち抗体陰性・偽陽性者に対しては、ワクチン接種を推奨した。

2）健康相談

アレルギーや既往・現病について「健康調査票」による自己申告に基づき、保健センター所長及び看護師が面談を行った。自己申告があった疾患の内訳としては、アナフィラキシーショック、てんかん、バセドウ病、喘息、不整脈、精神疾患等であった。申告された情報と面談結果を基に、授業・実習の担当教員・部署へ必要な情報を提供した。

内科医師、精神科医師、婦人科医師による個別相談及び臨床心理士によるカウンセリングも行われている。

3）感染症対策

平成 21（2009）年度から入学時の定期健康診断で麻疹抗体検査を実施し、その結果に基づき予防接種を推奨している。また学外実習に向けて、保健センター長より各個人の麻疹抗体価を反映されたアドバイスシートを用いて事前指導を実施した。感染症対策やワクチン接種の必要性、接種スケジュールについて説明を行った。

新型コロナウイルス感染症対策としては、学園独自のフローチャートを作成、それを元に体調不良者、濃厚接触者、陽性者の経過観察や出席停止などの対応を

行った。また学内で陽性者が発生した際は保健所からの調査に対し、関係部署と連携し、学内での行動や接触者の把握、授業形態等の調査を行い、収集した情報の集約及び報告書の作成を行った。

高校を卒業して満 20 歳以上の者、大学または短期大学を卒業した者に社会人特別入試制度を設けている。入学者の年齢、社会経験は多様であり、多くの入学生がそれまでの仕事に区切りをつけ入学への道を選択している。時に、入学試験の面接において学習の意思を固く持っているにもかかわらず、環境が整わず入学を断念している例もあった。そこで、育児・介護、入学以前に就いている仕事の関係等の事情により標準的修業年限 2 年間で卒業することが困難である者に対して、申請により長期履修制度を設けた。この制度は、入学試験出願時に申請し、審査の上 3 年間で計画的に教育課程を履修することができることとしている。学納金は 2 年分一般学生と同様に納入し、3 年目の学納金は免除としている。現在この制度を利用した学生は、令和 2（2020）年度入学生の 1 名、令和 3（2021）年度入学生 2 名となっている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

高水準の就職率（令和元（2019）年度就職率 99.1%、令和 2（2020）年度就職率 100%）を維持しているだけでなく、自己の就職先に対する満足度は 94.2%と多くの学生が希望の就職先を得ることができている。この成果は、教員と就職課員による適切な個別指導や情報提供によるもので、1 年次に就職課員が学生全員と卒業後の進路について個別に面談を行うなど学生一人ひとりに対するきめ細かなサポートが効果を上げていると考える。1 年次後半には学内企業セミナーを開催し、求人先の担当者と直接接点を得られる機会を創設している。また、栄養士の資格を活かした幅広い職業紹介とそれに関する情報提供に努めている。

なお、本学には、学生生活委員会の中に就職対策会議が設置されている。構成メンバーは、学生部長を委員長に、1・2 年生の担任を委員とし、オブザーバーに学長、副学長、短期大学部長、駒込教務学生部長、短期大学部教務学生課、駒込就職課を構成メンバーとして、定期的に会議を行っている。求人状況、内定状況の報告のほかに、就職先からの要望を含め、担当事務職員が抱えている問題を教員と共有し、連携することで解決を図り、本学のアピールポイントの一つである高水準の就職率を維

持すべく努力している。特に学生の資質低下とメンタルの虚弱化が問題となっており、関係教職員間での連携は必須である。事務組織としては駒込就職課として担当者を 2 名配置しており、就職資料室には本学に寄せられた求人情報を日付順、業種別等に配架し、学生が使用するにあたり利便性を第一に考えた工夫をしている。また、当年度求人票、各地方の求人情報・ガイドブック、各県の雇用対策ハローワーク情報、学生職業総合支援センターパンフレットをはじめ、公務員試験を含む就職試験対策問題集は最新のものを備え、学生に貸し出しも行っている。また、卒業後の進路先一覧として 2 年生の就職内定先、進学先を適宜掲示して周知することにより、進路決定への指針を得るための一助としている。平成 18（2006）年度から導入した Web 上で求人情報を検索するシステムは場所と時間を問わず活用できるサービスとして定着し、就職活動の有効な情報収集ツールとなっている。また、求人内容に関しても緻密な情報収集を行い推奨求人についてはメール配信により周知するなど、あらゆる方法で学生の就職活動を支援している。

本学は栄養士の資格を活かした就職先が多く、病院、児童福祉事業、老人福祉・介護事業等の医療福祉分野で栄養士としての就職者は 6 割を超えている。栄養士業務は業種により仕事内容が大きく異なり、なかでも保育園はアレルギー対応が重要視されているため、就業前にはアレルギーの理解を深める必要がある。本学では栄養士職採用内定者及び就職活動者を対象に、平成 21（2009）年度よりアレルギー対応食のガイダンスを実施している。主に保育園児を対象としたアレルギー対応食の調理実習、講義を行い、保育園に栄養士として従事する際の心構えなども指導している。また、他職種にも理解を深めるため様々な分野で活躍している卒業生を講師として迎え卒業後の進路について指針を得るためのガイダンスを実施している。業務内容や現在に至るまでの過程に関する講話は、進路の指針として視野を広げる効果がある。その他の就職活動支援としては、筆記試験対策、エントリーシート作成、模擬面接など、就職活動における個人の能力を更に伸ばす支援を実施している。

なお、令和 2 年度以降実施の就職支援講座は新型コロナウイルス感染症の影響により多くがリモート開催となった。

進学の支援体制として、短期大学部は 2 年間という短い課程であるため卒業後の進路を近い視点で据えながら学習及び学生生活を送ることとなる。具体的には併設の四年制大学への進学（編入学）希望者が例年全学生の約 30%を占めることから、入学時オリエンテーションで「本学学園内推薦制度・編入学試験」等の説明に加え、大学の教員（学科長等）及び編入学した先輩学生を迎えてのガイダンス、さらに 2 年生による活動体験報告会を開き、編入を決めた先輩の体験談を近い距離で聞くことのできる機会を設けている。特に先輩編入生への質疑・応答、個別相談タイムを開始した平成 18（2006）年度からは大学の学科・専攻に対する理解が深まった。また、編入学後の学習が円滑に進むため、短大部在籍中の科目履修・単位修得についても入学と同時に教務学生課の事務職員から詳細説明を行っている。また、少数ではあるが学生の海外留学への相談も寄せられており、国際交流課が適宜サポートしているが、現状ではカリキュラムの都合上、中・長期的留学を在学中に行うのは難しく、卒業後の留学を勧めている。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

課題としては、入学する学生の学力の幅が広がっている現状があり、学部への編入を目的とする意欲の有る学生がある一方、本学卒業・資格取得要件を満たせない学生もいる。卒業・資格取得要件を満たせない学生に対する面接、質問への対応等を行っているが、原因の根本にある新入生受入条件の変更が私学として難しい中、改善策を見つけることが非常に厳しい。

カリキュラムがタイトだからこそ、ストレス発散のため身体を動かしたいと思う学生は多い。特に中学・高校時代に体育会系のクラブ活動をしていた学生は、その思いが強いようである。しかし、敷地が狭く、スポーツ施設設備を確保することができないこと、また、学内唯一のスポーツ施設である体育館は、天井が低く、できるスポーツに限りがあり、身体を動かしたいという学生の要望にどのように応えるべきか課題である。

障がい者受け入れ体制について検討する必要性は感じていても現状では実施できない事もあり今後どこまで整備できるかが課題である。ボランティア活動については、カリキュラムの進行に障害なく実施できる方法があるかどうか、またその評価について検討を要す。なお、平成 30（2018）年度入学生で身体に障害を持つ学生が入学することとなり、入学後にできる対応について入学前に保護者を含めて面接を行い支援について検討したが平成 31 年・令和元（2019）年度から休学している。身体的ではなく精神的な障害を持つ学生が増えてきている。本来であれば入学時に既往症等については健康診断調査票に記載することとなっているが未記入としていることが多く、支援が必要な学生の把握が難しい。しかし、実験実習等のグループワークを必要とする授業では他の学生への影響を考えると、実習実験時には該当する学生へ実験実習助手による支援が必要となる。

また、留学生に関しては生活の相談は国際交流課が行えるものの、入学後の講義が全て日本語であり、且つ日本語教育施設が短期大学内にないため実質的に一定の日本語レベル以上の日本語能力のない学生の受入は厳しいのが現状である。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

（１）学生の学習成果の査定について、平成 26（2014）年度 S 評価の導入後、学生の中には、履修届提出後に安易に履修辞退をすることが認められるようになったこ

とを踏まえ、履修したものはしっかりと学んでほしいという願いから、履修取り消しについてペナルティーを付ける評価を実施したが効果が出るまでに至らず、平成 30 (2018) 年度履修辞退を反映することはやめることとし、現在の評価方法とした。

現在の評価の中で、評価の平準化についての課題が文科省から提案されていることを受け、平成 31 (2019) 年度に前年度のすべての担当教科について評価の状況を確認し、教授会において各担当教員に見直しを依頼した。

その結果、令和元 (2019) 年度の評価において、偏った評価などの問題となる科目はないことが判断されたが、非常勤の担当科目に若干 S 評価に偏った評価が認められたことから、今後の評価についての判断に注意をお願いすることとした。

(2) プレゼンテーション強化システムについては、前回の認証評価後、意識して教職科目等に取り入れ使用してきたが、その後、経年劣化により使用できなくなったことから、現在は当該システムの使用は断念している。その代替えとして、できる限り各教科の中でプレゼンテーションの機会を取り入れることとし、栄養指導論、栄養指導実習、情報処理・生物統計演習、給食管理実習など多くの科目で取り組んでいる。

(3) 卒業生の就職先へのアンケート及び卒業生へのアンケートは引き続き実施し、直に卒業生の職場での活動を聴く機会を設け、卒業生の活動の実態等の周知をしている。

平成 31 (2019) 年度は 11 月に卒業後 3 年の卒業生を招き、在校生に話をしていたくとともに、教員と直に意見交換をし、卒業後見えてきた在校時の問題点などの意見を伺った。

(4) PROG を利用しての学生の基礎力、在校時の能力の伸びについて評価を実施してきたが、本調査が、2 年間という本学の教育体制に合わないとの判断により、本学独自の調査項目を取り入れた調査を(株)ナガセに依頼し、平成 31 (2019) 年より、基礎力評価の PaCS テストを加えて実施している。

PaCS テストの際にこのテストを実施する意味について説明し、学生個々に調査の結果が届いたタイミングで説明会を開催していたが、コロナ禍の令和 2 (2020) 年度は学生に配付することまでになっている。

また、その調査の有効性の評価は、今後数年後のデータの蓄積により判断していく。

(5) オフィスアワーの周知に関しては、学生が教員のもとを訪れるための敷居の高さは、学生個々に異なり、本来、来てほしい学生ほど訪ねてこない傾向があることは否めない。教員からの声掛け、副学長、短期大学部長、教務学生部長、教務学生課職員などの面接を通じ、学生への周知を図るとともに、できる対応を気長に実施していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

卒業要件、資格取得要件を満たせない学生については、入試段階での選抜、能力の見極めが重要なポイントであるが、定員を満たせていない状況において改善するこ

とは難しい。入学してきた学生に、できる限りのフォローをすることで、卒業要件を満たせない学生の数を極力減少させていく努力を行う。

体育館の改修等は現時点では無理な状況であり、現状の中でできる運動を工夫して学生の要望にできる限り応える努力をする。

障がい者受け入れについては、校舎の状況から運動機能に障がいのある学生の受け入れは困難である。また、栄養士という資格を活かしての就職を考えたとき、障がいの種類、程度によっては希望の未来を実現することが難しい場合もある。入学前に十分に説明をすることで入学の可否について本人の判断を仰ぐこととする。

留学生については、希望者が少ないこともあるが、講義の内容が理解できる日本語能力は必須条件となる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

- 備付資料 23. 教員個人調書 [様式 18] (令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)、
24. 教育研究業績書 [様式 19]
(平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)、
25. 非常勤教員一覧表 [様式 20]、
26. 女子栄養大学教職課程センター年報 Vol.3 (平成 30 年度)、
27. 女子栄養大学教職課程センター年報 Vol.4 (令和元年度)、
28. 女子栄養大学教職課程センター年報 Vol.5 (令和 2 年度)、
29. 香川栄養学園専任教員・助教定年一覧 (令和 3 年度)、
30. 専任教員の研究活動状況表 [様式 21]
(平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)、
31. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22]
(平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度)、
32. 女子栄養大学紀要第 49 号 (2018 年度)、
33. 女子栄養大学紀要第 50 号 (2019 年度)、
34. 女子栄養大学紀要第 51 号 (2020 年度)、
35. 女子栄養大学栄養科学研究所年報第-23 号 (2018 年度)、
36. 女子栄養大学栄養科学研究所年報第 24 号 (2019 年度)、
37. 女子栄養大学栄養科学研究所年報第 25 号 (2020 年度)、
38. 教員以外の専任職員一覧表 (令和 3 年 5 月 1 日現在)、
39. 短期大学部 FD 検討委員会研修会記録 (平成 30 年度)、
40. 短期大学部 FD 検討委員会研修会記録 (令和元年度)、
41. 短期大学部 FD 検討委員会研修会記録 (令和 2 年度)、
42. SD 研修会開催一覧 (平成 30 年度～令和 2 年度)

- 備付資料-規程集 4. 教員等の人事手続きに係る規程、
5. 女子栄養大学教員選考規程、6. 教員海外研修規程、
7. 国際交流センター学術交流に関する運営細則、
8. カーティン大学への研究者派遣に関する規程、
9. 女子栄養大学・同短期大学部の研究室設置に関する規程、
10. 研究室費とその使用要領に関する留意事項、
11. 女子栄養大学共同研究に関する規程、
12. 女子栄養大学受託研究等取扱規程、
13. 女子栄養大学栄養科学研究所奨励助成金運営規程、
14. 女子栄養大学栄養科学研究所学術研究奨学寄附の受入れに関する
規程、

15. 女子栄養大学研究倫理審査委員会規程、
16. 女子栄養大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程、
17. 女子栄養大学医薬用外毒物劇物危害防止規程、
18. 女子栄養大学および女子栄養大学短期大学部動物実験管理規程、
19. 学校法人香川栄養学園における研究活動及び公的研究費の使用に関する規程、
20. 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部における競争的資金に係る間接経費の使用方針、
21. 学校法人香川栄養学園における公的研究費の管理・監査に関する規則、
22. 女子栄養大学短期大学部 FD 検討委員会規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、栄養士養成施設としての教育課程に則した必要専門分野ごとに適正に編成されている。すなわち、「社会生活と健康」分野 1 人、「人体の構造と機能」分野 2 人、「食品と衛生」分野 3 人、「栄養と健康」分野 2 人、「栄養の指導」分野 1 人、「給食の運営」分野 5 人、教職関係その他の分野 3 人、以上 17 人の専任教員を配置しており、短期大学設置基準に定める教員数 13 人（教職に関する科目担当 2 人を含む）を 4 人上回る。各教員はその職位ごとに必要な真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴を有し、短期大学設置基準を充足しており（備付-23～24）、その情報を学園ウェブサイト「研究室・教員データベース」にて公表している。

この他、専任教員のみでカバーできない、ないし教育充実の観点から、助手 1 人及び実験実習助手 8 人（うち管理栄養士 4 人）を配置し、更に、短期大学設置基準に則り教授会の審査を経て非常勤教員（23 人）を起用している（備付-25）。

専任教員の採用、昇任に関する教員の選考は、所定の規程（備付-規程集 4～5）に

基づき教授会において以下の手続きで行っている。

- 1) 専任教員（助教を含む）の採用は、定年退職、自己都合退職等で欠員発生の場合に募集手続きを開始する。募集は公募を原則とし、学長から常任理事会に提案し認められた後、短期大学部長を委員長に本学教授で構成する教員人事委員会で公募要項を作成して教授会で審議し、学長の下承を得たうえで実施される。選考は、教授会で投票により選出した教員で構成する選考委員会（委員長は短期大学部長）が審査し、その結果を教授会に報告して教授会メンバーが投票し、学長の承認を得て推薦候補者を決定する。推薦候補者は、役員面接（理事長、副理事長、常務理事、学長、副学長による）を経て理事長が採用を決定する。
- 2) 准教授から教授、及び助教から専任講師への昇任は学内公募により行う。選考手続きは1)と同様で、選考委員会を経て教授会メンバーが投票し、学長が推薦候補者を決定し、理事長に進達する。
- 3) 専任講師から准教授への昇任は、通常、専任講師として3年以上の経歴を有し、昇任が適当と判断された該当者を、教授会メンバー（主に所属長）が短期大学部長に推薦して選考手続きが始まる。選考手続きは1)と同様である。
- 4) 教授会での教員選考は、教授選考は教授のみ、准教授選考は准教授以上、専任講師及び助教選考は専任講師以上の地位にある教員が行い、学長の承認を要する。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員が研究・研修等を行う時間は、授業担当時間数（年間平均 244.2 時間）から見れば十分あるように見えるが、多様な学生が在学している現状では、学生支援に費やす時間が増加しており、その確保が難しいのが実状である。

2 年間の修業年限の栄養士養成課程である本学にあつては、上記の状況に対応するために、締結している受託研究にゼミとして学生を参加させるなど学生教育に還元できる形態を採ることにより、社会に触れさせられる実地教育と地域連携型研究の両面を同時に達成できるような努力、工夫をこらしてその成果をあげている例がみられる（備付-30）。

外部研究資金獲得（備付-31）については、女子栄養大学栄養科学研究所の仲立ちにより締結された受託研究及び共同研究により行われている。その特徴として挙げられるのは、単年度契約型でありながら複数年継続している研究の件数の方が多いことである。

また同じく、科学研究費補助金については、応募申請はあるものの採択に至っていないのが現状である。これら専任教員の研究に支障を来たさないように関係の諸規程を整備し、いつでも確認できるように学園ウェブに掲載し支援している。

研究を進める上で重要な研究倫理を遵守するために本学では、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）の全員受講を義務付けている。1 回の受講の有効期限を 3 年と定めており、満了時に更新する制度としている。なお、そのための管理体制も十分整えている。

研究成果発表の機会として、年 1 回 12 月に「女子栄養大学紀要」（備付-32～34）を発行しており、現在 51 号を数える。発行した紀要は他の研究機関等相互交換を行うほか、学園リポジトリへの掲載も行っている。同様に年 1 回「女子栄養大学栄養科学研究所年報」（備付-35～37）の発行も行っている。また、平成 28（2016）年度より発行されている「女子栄養大学教職課程センター年報」（備付-25～28）には、短期大学部教職課程栄養教諭委員会からも寄稿している。

ハード面では専任教員の研究室を、実験系が約 70 m²、人文社会系が約 25 m²を基本として整備しており、令和 3（2021）年 5 月 1 日現在で以下の 13 研究室を設置している（備付-規程集 9）。

1	生理学	6	公衆衛生学	11	保健体育
2	栄養学	7	臨床栄養学	12	教職
3	生化学	8	栄養指導	13	こども食育学
4	食品化学	9	給食管理		
5	食品衛生学	10	調理学（短期大学部）		

なお、個々の研究室のほかに研究室間で共同使用する機器を設置する共同機器室を 2 ヶ所配置し、共同研究設備として動物実験室を設けている。更に教員の研究費（備付-規程集 10）は、学園の全教員で組織される研究室委員会で配分方法が定められ、研究室ごとの管理となっている。また、同様に研究・教育用の高額機器の購入要望書も研究室単位（連名も可）で取りまとめて研究室委員会に提出し、運委委員会の採択結果を待ち最終的には学内稟議をもって承認を得るシステムを採っている。

専任教員の海外派遣を整備・サポートを行うことを目的として「教員海外研修規程」（備付-規程集 6）、「国際交流センター学術交流に関する運営細則」（備付-規程集 7）、「カーティン大学への研究者派遣に関する規程」（備付-規程集 8）を整備している。

FD 活動に関しては「女子栄養大学短期大学部 FD 検討委員会規程」（備付・規程集 22）に基づいて適切に行っている。令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年 4 月にかけて 4 回の研修会を開催して授業・教育方法の改善を図り、特にオンライン授業の導入に効果があった。

学生の学習に関するフォローは、短期大学部教務学生課が中心となり、教員と学生の橋渡しの役割を果たし、場合によっては担任の補助を仰いで学習成果向上に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は確立されており、学生の学習成果を向上させる事務としての支援体制はできている。

短期大学部学生及び専門学校生徒の学習を支援する事務部として駒込教務学生部が置かれており、短期大学部教務学生課と駒込就職課の二課が主に学生の学習支援を行っている。ここでの支援は、個々の学生の事情に沿ったきめ細かな支援を行っており、学習効果を向上させるのに寄与している。

職員用に 1 人 1 台のパソコン環境を整えており、プリンタ、スキャナなども配置し、業務に活用している。さらに平成 30（2018）年度より教職員にタブレット端末を配布しており、会議をはじめとして業務のペーパーレス化や情報活用に取り組んでいる。

人的資源に於ける情報セキュリティ対策として、情報漏洩防止を目的とした情報保護管理規程を整備し、個人情報や機密情報の取り扱いに関する制限を明確化している。個人情報や機密情報の外部への持ち出し、或いは外部への提供に際しては、情報管理委員会の許諾を得る必要がある。

また利用者個人のセキュリティに対する意識を高めることも重要であるため、事前告知を行わず不定期に標的型攻撃メール訓練を実施している。情報セキュリティに対する意識を維持するため、今後も同様の訓練を継続して実施する予定である。

併せて情報セキュリティに関する情報を随時教職員用のグループウェアに掲載し、セキュリティに関する注意喚起を行っている。

また、学生が安全に学習活動に取り組めるように、防災対策も種々実施し、施設の改善に努めている。さらに、学生を対象とした防災訓練も年 1 回実施しており、「大地震初動マニュアル」を全学生に配布し、防災意識の向上に努めている。

学生支援の質向上、業務改善促進のために、SD 研修会を行っている（備付-42）。より受講機会を増やすため、対面による研修のみではなく Web による研修も取り入れ、職員力の向上に努めている。自己啓発のために通信教育を受講した場合の補助制度も整備し、経費の一部を補助し受講者の経済的負担を軽減し、自己啓発の促進を図っている。

短期大学部を担当する駒込教務学生部の職員は、短期大学部の教員と連携して、学生の入学前教育の実施から入学後の学習相談、教育成果の点検等、学生の学習成果を向上させるために連携して取り組んでいる。また、これらの活動及び教員の教育活動が円滑に運ぶよう関係部署と連携をとると共に、学園の運営に当たる部署も連携をとり短期大学部の教育の質向上、学生の学習成果の向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業については「学校法人香川栄養学園行動規範」及び「学校法人香川栄養学園職員就業規則」を定めている。また、事務局の職務分担については「学校法人香川栄養学園事務組織分掌規程」を定めており、それらに基づきそれぞれの部課で業務を推進している。その他、就業に関する諸規程は整備しており、教職員の就業及び福利厚生も規程等に基づき適切に行われている。

業務遂行に必要な諸規程は、イントラネットにより全教職員が必要に応じて閲覧し、業務に活用・確認できるようにしている。原則、法人運営にかかわる規程は総務部で、教学運営にかかわる規程は学長室で管理しており、新たな規程の制定及び既存規程の改定があった場合も、速やかにイントラネットに掲出している。

教職員の就業管理は総務部総務課が分掌しており、諸規程に基づき適性に管理している。職員の出退勤管理には「CYBER-XEED 就業システム」を導入しており、駒込・坂戸キャンパス間の移動勤務、出張等にも対応し、的確に出退勤管理が出来るようになっている。平成 31（2019）年 4 月より教員も出退勤記録を就業システムの打刻により管理することで運用を開始し、問題なく稼働している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

事務組織としては、学習成果を高めるための支援、教員の教育活動への支援をより一層高めるためには、職務権限を明確化し、事務処理の効率化と迅速化を図り、より活性化させていく事が課題となる。

コンピュータシステムのセキュリティ対策について、システム側での対応にはどうしても限界があり、利用者ひとりひとりの心掛けこそが最強の防御策である。事前告知を行わず不定期に標的型攻撃メール訓練を実施しているが、開封してしまう利用者が一定数存在するため、その意識改革が課題である。繰り返しの訓練が有効であるため、引き続き不定期に同様の訓練を実施していく。

また、今までの SD 研修では職員としての基礎的な力を向上させることに力点が置かれていた。しかし、今後の大学間の競争力を高めるためには、専門性をもった職員を如何に育てるかが課題となる。平成 28（2016）年度からは若手教職員による課題解決型研修を実施することとした。今後は、FD 検討委員会との共同開催研修など教職員一体となった研修を計画している。SD 活動に関する規程は、令和 2（2020）年 9 月 1 日より施行し、SD 研修を実施している。

教育・研究活動を行い、その活動を支えるための規程等は整備されているが、必ずしも体系的に整備されているとは言えない状況も見受けられる。事務部署としては、上記の職務権限の整理と共に諸規程の再点検をすることが課題となる。

就業規則については実情に合わせて見直しを行い、その都度改定をしてきているが、まだ十分とは言えない。また、業務遂行のためアルバイト等非正規職員の雇用も増えてきているが、非正規職員の就業についての規程は十分ではない。就業規則の見直しを進めると共に、非正規職員の就業について規程を整備していくことが課題となっている。

また、事務組織分掌規程においても、分掌事項が定期的に見直されてきていないので、実際に行っている業務との齟齬も一部で見受けられていたが、業務内容を洗い出しすると共に事務分掌事項を整理して令和 3（2021）年 6 月に改定する。

教員については令和 2（2020）年 4 月発効として定員を策定しているが、今後の学園経営の観点から、特に事務職員について適正人数の策定と合わせて、事務組織のあり方、事務分掌について将来構想委員会の専門委員会で検討を進める。

職員の就業に関する規程において実際と齟齬が有る部分もあるので見直しを行うとともに、非正規職員等の未整備の規程については整備を進める。平成 28（2016）年より就業規則の見直し、併せて非正規雇用者の就業規則の制定を令和 4（2022）年度改正に向けて行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

併設の女子栄養大学が加盟している「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（TJUP）」において人事交流や共同 SD の取り組みが行われており、短期大学部を含め学園としてこれに参加することで教職員の資質向上への寄与が期待されている。

令和元（2019）年 6 月より東京電機大学とお互いの職員を 2 年間それぞれの大学に出向させる人事交流を行い、相互にスキルアップをすることができた。令和 3（2021）年からは第 2 次の人事交流が開始される。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 43. 学校法人香川栄養学園全体図
（学校の位置及び校地・校舎の配置概要）、
44. 〈駒込校舎〉防災行動等管理マニュアル、
45. 大地震初動マニュアル（駒込キャンパス）、
46. 改正省エネ法「管理標準マニュアル」、
47. 公益財団法人日本図書館協会
「大学・短期大学・高専図書館調査票（2021 年）」

備付資料-規程集 23. 学校法人香川栄養学園経理規程、
24. 学校法人香川栄養学園経理規程施行細則、
25. 固定資産及び物品管理規程、
26. 学校法人香川栄養学園防災対策管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学は、現在、校地面積として所在する豊島区駒込で 4836 m²（内運動場 735 m²）の専用校地を有しており、収容定員 320 名の短期大学として「短期大学設置基準」で必要とされる校地面積 3200 m²を上回っている。

校舎は豊島区駒込の校地に専用校舎として 9200 m²を有しており、短期大学設置基準面積を上回り、短期大学部の教育研究機能を十分に発揮している。

障害者対応については各号館入り口にスロープを設置するなどして、現在できる範囲で障害者対応にも努めている。

校舎には、短期大学部専用として講義室 10、実験実習室 8、演習室 2、専任教員研究室 13 を備えている。各教室には最低 1 台の授業用パソコン（学内 LAN・インターネットに接続可能）とプロジェクタ、OHP 等を設置しており、静止画像、動画などを活用した授業も行える環境を整えている。

多様なメディアを利用した授業を行う為の施設として、学生用に 56 台、教卓に 2 台のパソコンを設置したコンピュータ実習室を整備しており授業に活用している。

体育館は体育室部分で 478 m²を有しており、適切である。

図書館の面積は 377.60 m²（備付-47）、蔵書数 45,025 冊、学術雑誌 81 誌、AV 資料 1038 点を保有し、座席数 78 席、AV ブース 2 席、その他ソファ 6 席、スツール 6 席を設置している。

購入図書選定システムや廃棄システムの確立については、以下の通りである。

1. 購入選定システム

(1) 図書委員会における選定

図書委員長（図書館長）、図書委員及び図書館職員（課長、課員）で構成する図書委員会において、教職員及び図書館が希望した図書等の選定を行う。選定した図書等は学内稟議の後、決裁を得る。なお、図書委員は、各研究分野より選出された教員及び図書館長が必要と認めた教員である。

(2) 学生からの購入希望図書の選定

①「購入希望図書申込書」で随時受け付ける。図書委員会又は図書館長決裁により、購入の可否を決定する。

② 選書ツアーでの購入希望図書の選定

書店での選書ツアーで学生自身が選んだ図書は、所蔵の有無を確認の後、図書館長が購入の可否を決定する。

2. 廃棄システム

『資料の永久保存ならびに除籍（除却）に関する内規』に基づき、除籍を行う。除籍資料は学内稟議を経、登録原簿より抹消し処分する。

参考図書、関連図書の整備については、以下の通りである。

1.専門図書等

本学食物栄養学科の中心となる専門科目の栄養学、食品学全般、食品衛生学、公衆衛生学、生理・生化学、給食管理、調理学及び教職科目の図書を「専門書」と称している。「一般書」は人文科学、社会科学、自然科学、保健・体育、外国語(英語)関連図書を指す。これらの分野に関し、常に出版情報のチェックを行い、最新刊の図書の提供をこころがけている。栄養士必修科目に関わる分野については、特に留意し収集を行っている。この分野は全体の 40%以上を占めており、栄養士養成施設としての本学図書館蔵書の特色である。

2.授業用参考書

「履修の手引 2021」に掲載された授業用参考書について、各 1 部を閲覧室の専用コーナーに配置し、学生専用図書として提供している。

3.教員による推薦図書

平成 18 (2006) 年度より学生の読書推進を図るため、教員の推薦文とともに閲覧室内専用コーナーにて提供している。現在の推薦図書は 6 点である。

4.学生による推薦図書

書店での「選書ツアー」で選定された図書を館内の「学生推薦図書」コーナーで紹介・提供している。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス対策により実施できなかったが、令和 3(2021)年度は引き続き予算を 15 万円確保しており、学生推薦図書として購入する予定である。

5.漫画本コーナーの設置

古典（原本）を読むきっかけになるよう令和元（2019）年度より「漫画本コーナー」を設置している。現在は、古典漫画本に加え、歴史漫画本、各漫画賞受賞作品や映像化されたものを含め、5 月 1 日現在 129 冊を提供している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備、物品の維持管理は、「経理規程」および「経理規定施行細則」（備付・規程集 23～24）を整備するとともに「固定資産及び物品管理規程」（備付・規程集 25）

を定めて適正に行っている。

諸規程に従い、施設設備は管理部において日常点検、定期的な法定点検やメンテナンスを行うとともに、経年に伴う適時適切な修繕、更新などを行い、保守保全および維持管理に努めている。特に施設整備審議委員会を設置し、各部署部門の情報を集約することで細部まで行き渡った保守保全を行う役割を果たしている。また物品については、管理責任者を定めて管理単位ごとに管理するとともに、管理部において統括管理を行っている。

火災・地震対策、防犯対策は、「防災対策管理規程」（備付-規程集 26）を整備するとともに、「〈駒込校舎〉防災行動等管理マニュアル」（備付-44）、「大地震初動マニュアル（駒込キャンパス）」（備付-45）、を定め、入構者の事前申請・許可制を用いて適正に行っている。

諸規定、マニュアル、制度に従い、消防設備や避難動線、防災備蓄等の定期点検を行うとともに、防災委員会を設置し年 1 回以上の防災・防火訓練を実施している。また防犯については、事前申請・許可による入構管理とともに、委託警備会社による 24 時間体制での常駐警備と学内巡回を行い、監視カメラによる記録と犯行抑止に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ファイアウォールに加え迷惑メールをブロックするための機器をインターネットとの接点（境界）に設置しており、インターネットを安全に利用できる環境を整えている。最近の情報セキュリティ事情に鑑み、学外から届く添付ファイル付きのメールについては一旦サーバ内に留め置く仕組みとし、ウイルス感染のリスクを入り口で低減している。これらの「入口対策」に加え、「不審な通信の検知（ふるまい検知）」、「エンドポイント対策（ウイルス対策ソフト）」、「出口対策（外部の不審なサーバへの通信を遮断）など、四重の安全対策を施している。

またネットワーク上に於ける認証基盤も整えており、使用者の身分に応じて接続するネットワークを切り替えることにより、学内 LAN からの不正アクセスも遮断する構成となっている。

また個人所有のパソコンはセキュリティ対策が十分ではない恐れがあり、学内に持ち込んだ場合には大きな脅威となる。その対策として、学園の管理データベースに登録のないパソコンが教職員用 LAN に接続された場合には一旦 LAN から遮断し、利用申請を受けたのちに教職員用 LAN への接続を許可するか、或いは学生用 LAN に接続するかをシステム側で制御している。学生がパソコンを持ち込んだ場合には自動的に学生用 LAN に接続されるため、遮断されることなく利用できる。

省エネルギー・省資源対策は、「管理標準マニュアル」（備付-46）を定め、管理部が主体となり学園全体でエネルギー消費量のチェックと新たに整備する機器類の省エネルギー化に取り組んでいる。特に空調設備は早期から省電力のため GHP（ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン）を導入しており、最近では照明器具の LED 化やセンサー式の導入による消し忘れ防止、衛生管理とも連動した水栓の自動化などに取り組んでいる。また学内掲示やメール等のデジタルツールにより学生・教職員に省エネ・省資源の啓発に努めるとともに、巡回により照明や空調の消し忘れの管

理を行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校舎は建築後 65 年を経過し建替えてもおかしくない時期にきており、雨漏りを始めとする不具合や各種設備機器、配管配線、仕上げ材等の劣化、老朽化については、日々の修繕や更新によって対応している状況である。修繕や更新は法定点検などと同じく古くても新しくても必要な日常メンテナンスの一部として継続していくものだが、方や築年数が長いことで現行の建築基準法やバリアフリー法を始めとした建築関係法令に適合しきれない部分も発生しつつあり最低限の安全を確保するのみに留まっている。特に校舎全体でエレベーターが 1 台しかないにもかかわらず棟間には段差があるためバリアフリーの観点から十分とは言えず、現状では人的努力でカバーしているがハード面でのバリアフリー化は大きな課題である。

増築を繰り返した校舎のため動線が分かりづらく、慣れた者には良いが新入学生や来館者にとっては理解しにくい構造になっている。案内板や誘導サイン等で補足しているものの、何かの形で動線を分かりやすくすることは緊急時や避難時においても有効であり、課題の一つである。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

物的資源の課題は施設の老朽化ということに集約されるが、対策を検討するうえでは建て替えなどの中長期的な視点と目の前の課題に日々取り組みながら解決策を模索する短期的な視点の両方から検討する必要がある。資源・資産の有効活用を鑑みて、学園の中長期計画やキャンパス整備計画を考慮しながら進めていく予定である。

昨年度の特徴として全世界的な新型コロナウイルス蔓延による資材類の供給停止や物流不足、修繕工事等を行う工事会社の作業制限などにより社会活動に大きな影響が出た。しかしながら本学園では多岐にわたる協力会社や取引先との良好な関係と協力もあって物的資源の面で不足することはなく、施設メンテナンスが滞ることもなかった。今回の感染症蔓延もある種の災害と捉え、今後も自然災害や火災、人災などのあらゆる災害を想定して、自助だけでなく共助も含めた視点から対策を施す予定である。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

備付資料 48. 駒込校舎 LAN 配線図、49. 学内無線 LAN アクセスポイントマップ、
50. 1302 演習室・i パーク配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学生用のコンピュータ利用施設として、主に授業で使用するコンピュータ実習室に 58 台のパソコンを、また学生が自由に使えるフリースペースに 20 台のパソコンを設置しており、ハードウェア、ソフトウェア共に充実した環境を整えている（備付 50）。これらの機器は老朽化、陳腐化を防ぐため、概ね 4～5 年ごとに更新を行っており、更新の際にはハードウェア、ソフトウェア共に支障のない範囲で新しい技術を取り入れている。但し更新時以外であっても、必要なソフトウェアがあれば随時導入している。ネットワーク機器については概ね 7～10 年程度で更新を行っており、コンピュータ利用施設と同様、更新の際には支障のない範囲で新しい技術を取り入れている。CALL 教室は設置していない。一般教室にもパソコン及びビデオプロジェクトを設置しており、画像や動画を使用した電子教材の利用も進んでいる。e-Learning システムも活用しており、学生が事前に教材をダウンロードして予習する、或いは場所と時間を超越して学習することができる環境を整えている。

技術サービス、専門的な支援については、ICT 全般を管理している事務部署に於いて提供している。情報技術向上のための定期的なトレーニングは実施していないが、平成 30（2018）年 5 月より教職員向けにクラウドの電子マニュアルサービスの運用を開始し、グループウェアでの情報提供と合わせてコンピュータ利用技術の向上に役立てている。

サーバやコンピュータ利用施設については、トラブル防止のために定期的なメンテナンスを実施しており、学習・教育に支障の出ない環境を常時維持している。サーバやネットワーク機器については稼働状況を常時監視しており、トラブルの予兆を検知し、重大なトラブルに至る前に対処を行っている。

コンピュータ機器並びに配置状況についてはデータベースで管理するとともに常

時見直しを行い、不足や余剰が生じないよう適切に配分している。

教職員が使用するパソコンについては、老朽化、陳腐化を防ぐため概ね 4 年～5 年ごとに更新を行っている。サーバについても概ね 5 年ごとに更新を行っており、更新の際には新たな技術を取り入れるよう仕様や構成を見直している。但し教育上、或いは業務上必要なソフトウェアやクラウドで提供されるサービスがあれば、更新時期を待たずに随時導入している。

学内 LAN は校舎内全域に敷設されており、すべての教室、研究室、事務部署、会議室に於いてインターネットを利用することができる（備付-48）。無線 LAN についても概ねすべての教室で利用でき、学生ごとに割り当てられている ID とパスワードを用いて認証することにより、個人のパソコン、スマートフォン、タブレットを持ち込んで学習に活用することができる（備付-49）。認証が必須であるため ID を持たない部外者は無線 LAN に接続する事はできず、セキュリティを確保している。

新しい情報技術などについては、その都度 FD 検討委員会を開催し情報を共有している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

特定の使用者が存在しない一般教室の PC について、そのメンテナンスに要する人的工数の削減が課題である。セキュリティパッチの自動適用については Wake on Lan の技術を用いた夜間の無人起動により実現を果たしたが、設定の変更やインストールされているソフトウェアのバージョンアップなどは従来通り 1 台 1 台手作業で行う必要があり、決して効率的とは言えない。メンテナンスに要する時間（コスト）をいかにして減らすかが引き続きの課題である。

コンピュータ実習室やフリースペースの PC についてはシンクライアント化によるメンテナンスの合理化を実現しているが、一般教室の PC については費用対効果を検証したうえで検討を行う。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

- 提出資料 15. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式 1〕、
16. 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕、
17. 貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式 3〕、
18. 財務状況調べ〔書式 4〕、19. 資金収支計算書、

- 20. 活動区分資金収支計算書、21. 事業活動収支計算書、
- 22. 貸借対照表、
- 23. 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度 中期計画、
- 24. 2020年度 事業報告書、25. 2021年度 事業計画書、
- 26. 2021年度 収支予算書

- 備付資料 51. 教育・研究促進事業募金趣意書、
52. 学園ウェブサイト>ご寄付・ご支援について
<https://www.eiyo.ac.jp/ryoeikai/>
53. 財産目録、54. 決算報告書

- 備付資料-規程集 27. 資産運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

資金収支、事業活動収支において、学校法人全体としては過去 3 年以上にわたり収支が均衡しており概ね良好な財政状況といえるが、短期大学部単体で見ると限りでは赤字の状態が続いている（提出-15～21）。短期大学部の人件費比率は 60%～80% 台で推移しており、人件費が短期大学部での支出超過の最大の要因となっている（提出-7）。平成 21（2009）年度に定員増を実施したが、短期大学単独での運営が図れるまでには至っていない。

貸借対照表についても学校法人全体で過去 3 年以上にわたり健全な状態が続いているため、短期大学部を含めても、概ね健全な財政が維持されていると考えている。このように現状では短期大学部が学校法人全体に支えられる形となっており、学校法人全体が健全な運営を続けている限り、短期大学部の存続を可能とする財政を維持していると考えられる（提出-22）。

平成 23（2011）年度において退職引当金の 100%引当計上が完了し、その後も適正な積み立てを継続している（提出-22）。

資産運用は資産運用規程を整備し、それに基づき運用を行っている。（備付-規程集 27）世界的な低金利状況下で安定的な利息収入は得にくい状況のため、保有する土地、建物の賃貸収入の拡充に努めている。直近 3 年間の短期大学部の教育研究経費比率は平均で事業活動収入の 40%程度を超えており、学生生徒納付金等の収入が十分に学生に還元されているといえる（提出-21）。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、特に近年において大学と比較しても全く遜色のない資金配分がされている（提出-19）。

会計監査の都度、公認会計士と経理担当者は意見交換を行い、監査意見については適切に対応している。

寄付金の募集を積極的に行っている（備付-51～52）が、学校債の発行は行っていない。

平成 30（2018）年度までは入学定員を上回る学生を確保してきたが、一転して平成 31（2019）年度からは入学定員を満たせておらず、当然の結果として収容定員を満たすこともできていない。今後の短期大学部の学生募集が喫緊の課題となっている。収容定員に相応した財務体質を目指しながらも学生募集の強化のため適切な資源の活用が求められている。

学校法人及び短期大学部は、毎年 11 月に翌年度の予算編成方針を発表し、各予算部署は 12 月までに予算申請書を提出する。必要に応じ申請内容について事情聴取を行った上で全体の予算を決定し、年度開始と同時に関係部門へ通知している。

年度予算は予算管理用のシステムを用いることで経理部と関係部署が予算執行状況を共有し把握できている。

日常的な出納業務については経理部と管理部をはじめとした関係部署の協力の下、円滑に実施されている。資金、資産の管理はそれぞれシステム化されており、適切な会計処理に基づいて記録している。データはパスワードにより保護されていること

から、安全性が確保されているものとする。

日常的な出納業務は円滑に実施されており、現預金や有価証券の残高については経理責任者を経て理事長に報告している。

資産、資金の管理と運用は、システム化された管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。有価証券についても台帳を適切に管理し、証券会社の報告等と毎月照合している。

月次の締め処理が終わった段階で試算表を作成し、四半期ごとの収支状況は役員会にて経理部長が収支状況を報告し説明を加えるとともに、質疑応答の機会を設けている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

社会情勢の変化が激しいとはいえ、食や栄養の重要性が今後も変わることはないと考えられるため、2 年間で実践的な栄養学を学ぶこと、また卒業後に編入学による大学進学の可能性も開けることは強みであるといえる。一方、学納金については保護者の負担軽減のために若干の引き下げを実施してきたものの、依然として他校対比で高い水準にあり、一部の受験生から敬遠されることがあることが弱みである

と言わざるを得ない。この強みを、弱みを補ってあまりあるものとするため、学生募集対策と学納金計画、人事や施設設備の計画を実効性のあるものにする必要があると考えている。

計画の実現に向けては関係者が認識を一致させ共に尽力することが求められることから、学校法人の経営情報は学内報等を通じて学内の全教職員に公開し予算、決算の状況や危機意識の共有を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学部では平成 30（2018）年度まで定員以上の学生が確保できてきたが、それでも経常収支のマイナスが継続していた。平成 31（2019）年度からは入学定員を満たせておらず、短期大学部単体での収支はさらに悪化傾向にある。今後も大学進学指向が高まる中、短大進学者の減少傾向は一段と進んでいるため、短期大学の収支改善には従来以上の努力が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

学納金の水準が高いことが学生募集の障害となりうることを鑑み、令和 3（2021）年度からは入学金の引き下げを行うこととした。直接的には収入の減少であるが定員充足につながることを目指している。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教員については、多様な学生が入学し教育の補助を必要とする者はさらに増えており、補講、個人指導などの学生支援の時間も増加傾向にあるが、それ自体は学生教育上必要な時間である。短期大学設置基準を上回る 16 人（学長を含む）と定めた専任教員の定員を維持しつつ、教員の研究時間確保との両立を図る方法を引き続き検討していく。

部門及び部署間の連携については、定期的に行っている部長会議やグループウェアを利用して情報の共有を図ることにより円滑な事務組織運営ができるよう努めている。職員は人事異動の方針の見直しにより、非管理職までは 3～5 年のサイクルで配置転換することを目指すこととした。人件費削減により新規採用を控えており、職員の高齢化が進んでいる状況であるが、人事計画を作成したうえで採用を開始する予定である。

施設整備の老朽化対策としては、重要度、緊急性の高い案件を抽出し優先順位を定め、施設整備審議委員会での議を経て計画的な修繕、改修等を実施している。

また、予算が限られている中で、各種定期法定点検や令和元（2019）年度実施さ

れた建物診断や結果をもとに順次対策努めることで、僅かずつではあるが安心して過ごせるキャンパスづくりが進んでいる。

財務については学園全体として捉えている。短期大学部単独では赤字であるため、支出の削減を計画的に進めてきたが、定員確保ができなくなっている現状下において基本金組入前当年度収支差額の赤字は拡大傾向にある。一方で収入の多角化などについては努力が続けられ、学園全体では概ね良好な収支状況が続いている（提出-16～18）。

令和元（2019）年度、従前の入試広報課の取り組みに加え、短期大学部の専任教員及び関係職員から成る「短期大学部学生募集プロジェクト」を立ち上げた。学内横断的な情報共有と意見交換を通じて、学生確保の促進を図っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

事務組織の効率化を目指すために改組を計画し、部・課単位の見直しも含め人員を再配置する計画である。また、就業規則も勤務実態を調査し、実情に合わせた改定を行う予定である。同時に事務分掌規程も併せて見直しを行い、改定をする。

SD 規程を新設し、より職員としての質を上げるために短期大学部 FD 検討委員会と連携し、計画的な育成を目指す。

施設及び諸設備については、多くの箇所において本格的な再整備の時期に達している。現在、将来構想委員会などで、今後の学園運営についてアプローチを始めつつあるが、18 歳人口が激減する過程で如何に適正かつ効果的な設備投資ができるかが大きな課題である。

メンテナンスの人的工数の削減については、自動化やシンクライアント化により合理化を目指す計画とする。費用対効果を考慮しながら進める予定である。

学園全体の収入により短期大学部の赤字を埋めるという構図は変わっていない。引き続き短期大学部の定員確保や支出削減と同時に学園全体での収入の多角化など、経営努力により財政基盤の確保を目指すことが最重要課題である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 27. 学校法人香川栄養学園寄附行為

備付資料 55. 香川明夫理事長履歴書、

56. 学校法人実態調査表（平成 30 年度～令和 2 年度）、

57. 学校法人香川栄養学園理事会議事録（平成 30 年度～令和 2 年度）

備付資料・規程集 28. 学校法人香川栄養学園職員就業規則、

29. 教職員の定年に関する取扱細則、30. 育児休業規程、

31. 介護休業規程、32. 学校法人香川栄養学園教員給与規程、

33. 学校法人香川栄養学園職員給与規程、

34. 学校法人香川栄養学園職員退職手当規程、

35. 学校法人香川栄養学園教職員出張旅費規程、

36. 学校法人香川栄養学園資金運用細則、37. 調達規程、

38. 文書取扱規程、39. 公印管理規程、40. 事務職員職務権限規程、

41. 事務分掌任免規則、42. 学校法人香川栄養学園事務組織分掌規程、

43. 学校法人香川栄養学園情報保護管理規程、

44. 学校法人香川栄養学園内部監査規程、

45. 学校法人香川栄養学園特定個人情報取扱規程、

46. 学校法人香川栄養学園不正通報に関する規程、

47. 学校法人香川栄養学園情報公開規程、

48. スタッフ・ディベロップメント規程、

49. 学校法人香川栄養学園常任理事会規程、

50. 学校法人香川栄養学園役員等報酬規程、

51. 学校法人香川栄養学園役員退任慰労金に関する規程、52 役員会内規

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

- ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、適切にリーダーシップを発揮しており、理事長として目指す学園経営について、基本的な方向性を示すことに努めている。

情報収集及び意見交換を実施する目的として週 1 回ペースで役員会を開催している、また、理事会の委任に基づいた事項の協議は常任理事会（月 1 回開催）を開催している。重要な案件は理事会・評議員会に上程され協議、決定される。

理事長がリーダーシップを発揮するための補佐役として、学園の寄附行為第 8 条第 2 項並びに同条第 3 項で明記された、副理事長と常務理事を置いている。

学園の建学の精神は、「食により人間の健康の維持・改善を図る」であり、創立以来 88 年間は変更ない。理事長を始め学園全体がこれを理解しており、理事長のリーダーシップのもと、学園の発展のために教職員が協力して全学で取り組んでいる。

寄附行為第 8 条第 1 項に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めており、理事長は前途の各会議に出席しその長としての役割を果たし、その決定に全責任を負っている。

また、理事会・評議員会は理事長によって招集され、寄附行為に従って開催されている。

理事長は代表権を有するものとして、学校法人の業務を総理しており、様々な会議・打ち合わせに出席して情報収集することにより、適正な判断を下している。

理事会、評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催されている。決算においては、理事長の責任において決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を作成し、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事監査を受け、理事会の決議によって確定した後、それらを評議員会に報告し意見を求めている。

理事会の運営は寄附行為第 6 条に定められており、理事長が原則 7 日前までに各理事に対し会議開催場所、日時及び付議事項を書面による通知を発信して招集すること、議長を務めること、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立しその過半数により議事を決することなどの規定に則り行われている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長は平成 27 年 4 月の就任であり理事会メンバーの中では最年少である。

理事長をサポートするメンバーも徐々に世代交代を実施して来ているが、世代交代を見据えた人材育成が課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

理事長は、学園創立者香川昇三・綾の直系血族であり、平成 27 年 4 月の理事長に就任、学園経営のトップを務めている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- 備付資料 58. 学長の教員個人調書 [様式 18] (令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)、
59. 学長の教育研究業績書 [様式 19]
(平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)、
60. 平成 30 年度短期大学部教授会報 (第 1～15 回)、
61. 平成 31～令和元年度短期大学部教授会報 (第 1～14 回)、
62. 令和 2 年度短期大学部教授会報 (第 1～18 回)、
63. 令和 2 年度学長室会議議事要録 (第 1～4 回)

- 備付資料・規程集 2. 女子栄養大学短期大学部学則、
3. 女子栄養大学短期大学部教授会運営規程、
53. 女子栄養大学学長の職務、選考に関する規程、
54. 香川栄養学園学長室会議に関する規程、
55. 香川栄養学園教育改革支援経費に関する規程、
56. 女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部学長奨励賞規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

平成 28（2016）年 4 月 1 日より理事長が兼務する学長は、併設の大学・専門学校を含めた教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。また、建学の精神に基づく教育研究を推進し、本学の向上・充実に向けて努力しており、職員を含め校務全体を統括している。なお、学生の懲戒も、教授会の議を経て学長が行うよう学則に定めている（備付・規程集 2）。学長は「女子栄養大学学長の職務、選考等に関する規程」（備付・規程集 53）に基づき「人格が高潔で、学識が優れ、建学の精神を顕揚し、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められる者」（第 4 条）であることを条件に選任され、教学運営の職務遂行に努めている。また、短期大学部長経験者を副学長に置き、責務遂行をサポートしている。

平成 27（2015）年 4 月の改正学校教育法施行に伴い、学則をはじめ学内規程の改定を行い、事務部門においても既存部門を改編し学長室を新設して学長の補佐体制の強化を図り、学長がリーダーシップを発揮できる環境づくりを行った。教授会は、短期大学部長が学則及び教授会運営規程（備付・規程集 3）に基づいてこれを開催し、学則が予め規定・周知する事項を審議し、その結果を徴して学生の入学・卒業判定や教員人事等の重要事項を学長が決裁する。教授会報（議事録）（備付・60～62）は短期大学部教務学生課が作成・保管し、かつ学長決裁書類は学長事務課が保管している。教授会及びその下に設けられた各委員会は、教育に関する様々な事項を適切に協議・運営し、学習成果及び 3 ポリシーについても適宜確認や見直しを行っている。さらに、本学のみならず学園全体の発展に寄与するため「学長室会議」を設置し、大学及

び本学（短期大学部）の学長及び副学長、大学院研究科長、学部長、短期大学部長並びに学長室長を構成員として学長の適切な意思決定及び権限行使を援けている（備付・規程集 54、備付-63）。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長は、本学の運営全般に適切にリーダーシップを発揮し、現在の良い教学運営の継続に向け努力し、学校教育法の改正施行に伴い学長の権限と責任の不一致が生じないように、学長によるリーダーシップの発揮ができる環境づくりと教職員の意識の改革に努める必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

学長は、自身の専門科目である教職科目を担当すると共に、学園の建学の精神及び開学以来提唱し今なお社会の実態に即している実践栄養学を学生に教授し、学生への指導力を発揮すると共に、教授会には欠かすことなく出席し、教育の現場に目を配り、教学のスムーズな進行のための配慮をお怠りなく発揮、教職員の信望を得ている。

また、平成 27（2015）年度に教育改革に取り組む教職員又は組織を財政的に支援する「教育改革支援経費」、平成 29（2017）年度に学生による学術・芸術活動、課外活動又は社会活動等の顕著な成果を顕彰する「学長奨励賞」を設け、教職員と学生双方の意欲向上を図っている（備付・規程集 55～56）。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

備付資料 64. 監事監査報告書

（令和元年 5 月 21 日、令和 2 年 5 月 19 日、令和 3 年 5 月 11 日）

65. 学校法人香川栄養学園評議員会議事録（平成 30 年度～令和 2 年度）

備付資料・規程集 57. 学校法人香川栄養学園監事監査規程

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- （2） 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- （3） 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況につい

て、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、理事会、評議員会、常任理事会等重要な会議に出席したほか、理事等からの業務の執行の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査している。また、監査法人と連携をとり計算書類等につき検討を加えている。監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-64）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

寄附行為に定める評議員は 31 名以上 40 名以内の定数と定められており、現在 32 名の人数であり理事 10 名の 2 倍の評議員をもって組織している。

また、私立学校法第 42 条に定める評議員の規定並びに寄附行為に規定する内容に従い以下の事項について審議が行われている（備付-65）。

第二十一条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴き、議決を経なければならない。

- 一、 予算及び事業計画
- 二、 事業計画に関する中期的な計画
- 三、 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 四、 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- 五、 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 六、 寄附行為の変更
- 七、 合併
- 八、 目的たる事業の成功の不能による解散
- 九、 収益事業に関する重要事項
- 十、 寄附金品の募集に関する事項
- 十一、 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属

者の選定

十二、寄附行為の施行細目に関する事項

十三、その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校法人という公共性の高い社会的使命を負った法人である為、法令遵守はもとより積極的な情報公表を実施し、学校教育法施行規則の定める教育情報、私立学校法に定める財務情報、寄附行為、役員名簿、役員報酬基準等を学園ウェブサイト上で公表している。

また財務情報、寄附行為、役員名簿については印刷物をキャンパス内に設置し、希望者の閲覧に供している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

学校法人の業務監査を実施すべく内部監査委員会を設置しているが、監査内容は公的研究費の執行に関する会計監査に留まっている。

公認会計士が実施する会計監査、監事が実施する監事監査と協調し内部監査を実施する三様監査の制度整備が課題であるが、小規模な法人である為、適任者が居ないのが現状である。

今後は、将来構想の一環としての制度整備を進めていきたいと考えている。

また、新型コロナ禍や近年増加傾向にある自然災害により、事業の継続が危ぶまれる事態を、今後は今まで以上に想定しなければならない。当然のことながら危機に対して無頓着であってはならないが、その一方で安全を追い求めるあまり事業を放棄すべきではないし、あらゆる危機を想定して投資をすることも不可能である。事業継続と安全確保の適正なバランスを探っていく必要があると考える。危機意識においては部署ごとにかかなりの温度差があることは避けられない為、学園として方針を適正に定め、指針に基づいた対処の仕方を執り行っていくことが望ましい。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長は平成27（2015）年度、学長は平成28（2016）年度より現任者が引き継ぎ、理事・評議員も少しずつ交代が進んでいる。今後の中長期的な展望については、令和元（2019）年度に設置された「学校法人香川栄養学園 将来構想委員会」に教学運営、法人運営、財政計画の三本柱を検討する作業部会を設置し、そこでの討議を踏まえて「2021年度～2025年度 学校法人香川栄養学園 第二期中期計画」を策定し、これを公表した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

大学副学長、短期大学部副学長及び併設の専門学校長を理事として理事長をサポートする体制を整えた。今後は第二期中期計画に基づき、令和15（2033）年に迎える学園創立100周年を見据え、ガバナンス強化、経営母体の体制強化、盤石な経営基盤の確保を図っていく。

学長は、適切なリーダーシップの発揮ができる環境づくりと教職員の意識の改革に努めるとともに、次年度以降の教育課程編成ないし3ポリシーを踏まえた点検・評価に当たり、卒業生の進路先をはじめ自治体や他の教育団体等学外からの意見・情報を聴取する場を設け、これを適宜反映していくことに努める。

また、内部監査規程の改定を急ぎ、三様監査体制を構築する予定である。

〔様式 9〕 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1. 建学の精神 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/pdf/kengakunoseishin.pdf
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	2. 女子栄養大学短期大学部学則
教育目的・目標についての印刷物等	3. 2021 年度履修の手引 4. 令和 3 年度短期大学部のしおり
学習成果を示した印刷物等	5. 女子栄養大学短期大学部学修成果関連資料
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	6. 学校法人香川栄養学園 自己点検・評価委員会規程 7. 自己点検・評価委員会「女子栄養大学短期大学部会」規程 8. 自己点検・評価委員会「法人部会」規程 9. 学校法人香川栄養学園 将来構想委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	3. 2021 年度履修の手引
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	3. 2021 年度履修の手引 4. 令和 3 年度短期大学部のしおり
入学者受入れの方針に関する印刷物等	10. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021 11. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 2021 年度（令和 3 年度）学生募集要項
シラバス ■ 令和 2（2020）年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	3. 2021 年度履修の手引
学年暦 ■ 令和 2（2020）年度	4. 令和 3 年度短期大学部のしおり
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	4. 令和 3 年度短期大学部のしおり 12. CAMPUS HANDBOOK 2021 (女子栄養大学短期大学部・香川調理製菓専門学校)
短期大学案内 ■ 令和 2（2020）年度入学者用及び令和 3（2021）年度入学者用の 2 年分	13. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2020 10. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 GUIDEBOOK 2021

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
募集要項・入学願書 ■ 令和2（2020）年度入学者用 及び令和3（2021）年度入学者用の2年分	14. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 2020 年度（令和2 年度）学生募集要項 11. 女子栄養大学 女子栄養大学短期大学部 2021 年度（令和3 年度）学生募集要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去3年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3]、「財務状況調べ」[書式4]	15. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式1] 16. 事業活動収支計算書の概要 [書式2] 17. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式3] 18. 財務状況調べ [書式4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	19. 資金収支計算書・資金収支内訳表 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/zaimu_past.html
活動区分資金収支計算書 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	20. 活動区分資金収支計算書 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/zaimu_past.html
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	21. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/zaimu_past.html
貸借対照表 ■ 過去3年間（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計算書類（決算書）の該当部分	22. 貸借対照表 https://www.eiyo.ac.jp/kouhyou/zaimu_past.html
中・長期の財務計画	23. 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度 中期計画
事業報告書 ■ 過去1年間（令和2（2020）年度）	24. 2020 年度 事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和3（2021）年度）	25. 2021 年度 事業計画書 26. 2021 年度 収支予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	27. 学校法人香川栄養学園寄附行為

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 2（2020）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 3（2021）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 3（2021）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 2（2020）年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 9 の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 香川栄養学園創立 80 周年記念誌
地域・社会の各種団体との協定書等	2. 連携先との包括連携に関する協定書 3. 学校法人香川栄養学園 社会連携事例集
C 内部質保証	
過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	4. 平成 30（2018）年度自己点検・評価報告書 5. 令和元（2019）年度自己点検・評価報告書 6. 令和 2（2020）年度自己点検・評価報告書
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	該当なし
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	7. 栄養士養成施設に係る指導調査改善報告書（令和元年度）
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料	8. 令和 2 年度教育活動点検評価協議会議事要録
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	（提出資料の「学修成果関連資料」に含む）
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	該当なし
職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	（提出資料の「学修成果関連資料」に含む）
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	9. 学生満足度調査
就職先からの卒業生に対する評価結果	10. 卒業生現状調査 https://www.eiyo.ac.jp/daigaku/career/juniorcollegeresearch.html
卒業生アンケートの調査結果	11. 卒業生に関するアンケート https://www.eiyo.ac.jp/daigaku/career/juniorcollegeresearch.html
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	（提出資料の「短期大学案内」「募集要項」に含む）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	12. 入学前学習資料
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	(提出資料の「履修の手引」「短期大学部のしおり」に含む)
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	13. 学生相談記録(成績・学生生活・その他)
進路一覧表等 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)	14. 就職データブック 2018年度 15. 2019年度第1回短期大学部教授会資料 16. 就職データブック 2019年度 17. 2020年度第1回短期大学部教授会資料 18. 就職データブック 2020年度 19. 2021年度第1回短期大学部教授会資料
GPA等の成績分布	20. GPA分布状況(2020年度)
学生による授業評価票及びその評価結果	21. 学生による授業評価 調査・結果資料
社会人受入れについての印刷物等	(提出資料の「短期大学案内」「募集要項」に含む)
海外留学希望者に向けた印刷物等	22. 国際交流のご案内
留学生の受入れについての印刷物等	(提出資料の「募集要項」に含む)
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書[様式18](令和3(2021)年5月1日現在) ■ 教育研究業績書[様式19](過去5年間(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度))	23. 教員個人調書[様式18] 24. 教育研究業績書[様式19]
非常勤教員一覧表[様式20]	25. 非常勤教員一覧表[様式20]
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)	26. 女子栄養大学教職課程センター年報 Vol.3(平成30年度) 27. 女子栄養大学教職課程センター年報 Vol.4(令和元年度) 28. 女子栄養大学教職課程センター年報 Vol.5(令和2年度)
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度(令和3(2021)年5月1日現在)	29. 香川栄養学園専任教員・助教定年一覧(令和3年度)

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
専任教員の研究活動状況表 [様式 21] ■ 過去 5 年間 (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)	30. 専任教員の研究活動状況表 [様式 21]
外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22] ■ 過去 3 年間 (平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度)	31. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22]
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度)	32. 女子栄養大学紀要第 49 号 (2018 年度) 33. 女子栄養大学紀要第 50 号 (2019 年度) 34. 女子栄養大学紀要第 51 号 (2020 年度) 35. 女子栄養大学栄養科学研究所年報第 23 号 (2018 年度) 36. 女子栄養大学栄養科学研究所年報第 24 号 (2019 年度) 37. 女子栄養大学栄養科学研究所年報第 25 号 (2020 年度)
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名) ■ 認証評価を受ける年度 (令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)	38. 教員以外の専任職員一覧表 (令和 3 年 5 月 1 日現在)
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間 (平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度)	39. 短期大学部 FD 検討委員会研修会記録 (平成 30 年度) 40. 短期大学部 FD 検討委員会研修会記録 (令和元年度) 41. 短期大学部 FD 検討委員会研修会記録 (令和 2 年度)
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間 (平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度)	42. SD 研修会開催一覧 (平成 30 年度～令和 2 年度)
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途 (室名) を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	43. 学校法人香川栄養学園全体図 (学校の位置及び校地・校舎の配置概要) 44. 〈駒込校舎〉防災行動等管理マニュアル 45. 大地震初動マニュアル (駒込キャンパス) 46. 改正省エネ法「管理標準マニュアル」
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等 (冊子等も可)	47. 公益財団法人日本図書館協会「大学・短期大学・高専図書館調査票 (2021 年)」
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	48. 駒込校舎 LAN 配線図 49. 学内無線 LAN アクセスポイントマップ

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	50. 1302 演習室・i パーク配置図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	51. 教育・研究促進事業募金趣意書 52. 学園ウェブサイト>ご寄付・ご支援について https://www.eiyo.ac.jp/ryoeikai/
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）	53. 財産目録 54. 決算報告書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）	55. 香川明夫理事長履歴書
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）	56. 学校法人実態調査表（写し） 【平成 30 年度～令和 2 年度】
理事会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）	57. 学校法人香川栄養学園理事会議事録 【平成 30 年度～令和 2 年度】
諸規程集	※下記に別途記述
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 18]（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）の教育研究業績書 [様式 19]	58. 学長の教員個人調書 [様式 18] 59. 学長の教育研究業績書 [様式 19]
教授会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）	60. 平成 30 年度短期大学部教授会報（第 1～15 回） 61. 平成 31～令和元年度短期大学部教授会報（第 1～14 回） 62. 令和 2 年度短期大学部教授会報（第 1～18 回）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
委員会等の議事録 ■ 過去 1 年間（令和 2（2020）年度）	63. 令和 2 年度学長室会議議事要録（第 1～4 回）
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）	64. 監事監査報告書 （令和元年 5 月 21 日、令和 2 年 5 月 19 日、令和 3 年 5 月 11 日）
評議員会議事録 ■ 過去 3 年間（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）	65. 学校法人香川栄養学園評議員会議事録 （平成 30 年度～令和 2 年度）

※＜諸規程集＞

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・個々の規程を記述する場合は、「備付資料・規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：備付資料・規程集 1 ○○委員会規程）。
 - ・基準Ⅳ（様式 8）のテーマ A「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料・規程集」と記述してください。

番号	規 程 名
1	学校法人香川栄養学園寄附行為
2	女子栄養大学短期大学部学則
3	女子栄養大学短期大学部教授会運営規程
4	教員等の人事手続きに係る規程
5	女子栄養大学教員選考規程
6	教員海外研修規程
7	国際交流センター学術交流に関する運営細則
8	カーティン大学への研究者派遣に関する規程
9	女子栄養大学・同短期大学部の研究室設置に関する規程
10	研究室費とその使用要領に関する留意事項
11	女子栄養大学共同研究に関する規程
12	女子栄養大学受託研究等取扱規程
13	女子栄養大学栄養科学研究所奨励助成金運営規程
14	女子栄養大学栄養科学研究所学術研究奨学寄附の受入れに関する規程
15	女子栄養大学研究倫理審査委員会規程
16	女子栄養大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程
17	女子栄養大学医薬用外毒物劇物危害防止規程
18	女子栄養大学および女子栄養大学短期大学部動物実験管理規程

19	学校法人香川栄養学園における研究活動及び公的研究費の使用に関する規程
20	女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部における競争的資金に係る間接経費の使用方針
21	学校法人香川栄養学園における公的研究費の管理・監査に関する規則
22	女子栄養大学短期大学部 FD 検討委員会規程
23	学校法人香川栄養学園経理規程
24	学校法人香川栄養学園経理規程施行細則
25	固定資産及び物品管理規程
26	学校法人香川栄養学園防災対策管理規程
27	資産運用規程
28	学校法人香川栄養学園職員就業規則
29	教職員の定年に関する取扱細則
30	育児休業規程
31	介護休業規程
32	学校法人香川栄養学園教員給与規程
33	学校法人香川栄養学園職員給与規程
34	学校法人香川栄養学園職員退職手当規程
35	学校法人香川栄養学園教職員出張旅費規程
36	学校法人香川栄養学園資金運用細則
37	調達規程
38	文書取扱規程
39	公印管理規程
40	事務職員職務権限規程
41	事務分掌任免規則
42	学校法人香川栄養学園事務組織分掌規程
43	学校法人香川栄養学園情報保護管理規程
44	学校法人香川栄養学園内部監査規程
45	学校法人香川栄養学園特定個人情報取扱規程
46	学校法人香川栄養学園不正通報に関する規程
47	学校法人香川栄養学園情報公開規程
48	スタッフ・ディベロップメント規程
49	学校法人香川栄養学園常任理事会規程
50	学校法人香川栄養学園役員等報酬規程
51	学校法人香川栄養学園役員退任慰労金に関する規程
52	役員会内規
53	女子栄養大学学長の職務、選考に関する規程
54	香川栄養学園学長室会議に関する規程
55	香川栄養学園教育改革支援経費に関する規程
56	女子栄養大学・女子栄養大学短期大学部学長奨励賞規程
57	学校法人香川栄養学園監事監査規程

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 2（2020）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 3（2021）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 3（2021）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 2（2020）年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 10 の通しページを付してください。

基礎データ

女子栄養大学短期大学部

様式	資料名
11	短期大学の概要
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	理事会の開催状況
17	評議員会の開催状況

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。
- 3 様式11～17は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注([注])も含む)。

短期大学の概要

様式11

(令和3(2021)年5月1日現在)

事 項		記 入 欄								備 考			
短 期 大 学 の 名 称		女子栄養大学短期大学部											
学 校 本 部 の 所 在 地		東京都豊島区駒込3-24-3											
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日		所 在 地						備 考		
		食物栄養学科	昭和25年4月1日		東京都豊島区駒込3-24-3								
	専攻科	専攻の名称	開設年月日		所 在 地						備 考		
		—	—		—								
	別科等	別科等の名称	開設年月日		所 在 地						備 考		
		—	—		—								
	学生募集停止中の学科・専攻科等		□□学科□□専攻(年度学生募集停止, 在学生数 人)										
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専 任 教 員 等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
		食物栄養学科	11 人	3 人	2 人	1 人	17 人	7 人	3 人	1 人	23 人		14.53人
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	4	2	—	—		—
	計	11	3	2	1	17	11	5	1	23			
	専攻科	専攻の名称	専 任 教 員 等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
		—	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	—	—	— 人	— 人		0
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計		0	0	0	0	0			0	0			

施設・設備等	校地等	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考			
		校舎敷地面積		—	3916 m ²	0 m ²	0 m ²	3916 m ²				
		運 動 場 用 地		—	735	0	0	735				
		校地面積計		3200 m ²	4651	0	0	4651				
		その他		—	185		0	185				
	校舎等	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計				
		校舎面積計		3100 m ²	9200 m ²	0 m ²	0 m ²	9200 m ²				
		教員研究室	学科・専攻等の名称		室 数							
			食物栄養学科		13 室							
			—		—							
			—		—							
		教室等施設	区 分		講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			
			駒込キャンパス教室等施設		10 室	2 室	8 室	1 室	0 室			
			—		—	—	—	—	—			
			サテライトキャンパス等		—	—	—	—	—			
		図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数						
			駒込図書館		377.60 m ²	78 席						
	—		—	—								
	サテライトキャンパス		—	—								
	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕		学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕					
	駒込図書館		45,025 [2,669] 冊		81 [28] 種		69 [68] 種					
	—		— []		— []		— []					
	サテライトキャンパス		— []		— []		— []					
	計		45,025 [2,669]		81 [28]		69 [68]					
	体育館		面積									
		—		— m ²								
		—		—								

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼担）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

(令和3(2021)年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	入学定員に対する平均比率	備 考
食物栄養学科	志願者数	365	391	325	287	224	91%	
	合格者数	282	325	297	270	200		
	入学者数	168	175	134	139	111		
	入学定員	160	160	160	160	160		
	入学定員充足率	105%	109%	84%	87%	69%		
	在籍学生数	342	340	309	268	247		
	収容定員	320	320	320	320	320		
	収容定員充足率	107%	106%	97%	84%	77%		
〇〇学科(〇〇専攻)	志願者数							
	合格者数							
	入学者数							
	入学定員							
	入学定員充足率							
	在籍学生数							
	収容定員							
	収容定員充足率							
学科(専攻課程)合計	志願者数	365	391	325	287	224	91%	
	合格者数	282	325	297	270	200		
	入学者数	168	175	134	139	111		
	入学定員	160	160	160	160	160		
	入学定員充足率	105%	109%	84%	87%	69%		
	在籍学生数	342	340	309	268	247		
	収容定員	320	320	320	320	320		
	収容定員充足率	107%	106%	97%	84%	77%		
専攻科	入学定員							
	入学者数							
	収容定員							
	在籍学生数							

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
ただし、学科・専攻課程等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。

教員以外の職員の概要(人)

(令和3(2021)年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	11	21	32
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	0	1
その他の職員	8	0	8
計	20	21	41

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
食物栄養学科	164	169	155	167	118

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
食物栄養学科	7	11	9	4	13

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
食物栄養学科	3	2	4	4	7

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
食物栄養学科	115	118	111	110	70

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
食物栄養学科	37	38	36	48	37

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
食物栄養学科	5	1	2	4	2

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
食物栄養学科	—	—	—	1	2

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の令和2(2020)年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。

教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科名等 食物栄養学科

(令和2(2020)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
栄養士必修科目	公衆衛生学	教授	長田 斎	公衆衛生学	
	社会福祉概論	教授	長田 斎	公衆衛生学	
	解剖生理学		浅野 和仁		非常勤
	栄養生理学(運動生理学を含む)	教授	渋谷 まさと	生理学	
	構造機能人体学実習	教授	渋谷 まさと	生理学	
	生化学	准教授	牧 久恵	生化学	
	生化学実験	准教授	牧 久恵	生化学	
	栄養生化学(遺伝子を含む)	准教授	牧 久恵	生化学	
	食品学総論	教授	春日 敦子	食品化学	
	食品学各論(食品加工学を含む)		小柳津 周		非常勤
	食品学実験(食品加工実習を含む)		青木 隆子		非常勤
	食品学実験(食品加工実習を含む)	教授	春日 敦子	食品化学	
	食品衛生学	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	食品衛生学実験	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	栄養学総論	教授	松田 早苗	栄養学	
	ライフステージ栄養学(基礎)	教授	松田 早苗	栄養学	
	栄養学実験実習	教授	松田 早苗	栄養学	
	臨床栄養学(臨床医学)	教授	渋谷 まさと	生理学	
	臨床栄養学(食事療法)	教授	佐藤 智英	臨床栄養学	

栄養士必修科目	臨床栄養学実習	教授	佐藤 智英	臨床栄養学	
	栄養指導論	専任講師	小澤 啓子	栄養指導	
	栄養指導実習	専任講師	小澤 啓子	栄養指導	
	公衆栄養学概論		吉野 佳織		非常勤
	対象別栄養指導論(食事計画論を含む)		宮野 由紀		非常勤
	対象別栄養指導実習(栄養管理実習を含む)	専任講師	小澤 啓子	栄養指導	
	対象別栄養指導実習(栄養管理実習を含む)		宮野 由紀		非常勤
	給食運営管理論	教授	三好 恵子	給食管理	
	給食運営管理論	准教授	長田 早苗	給食管理	
	給食管理実習(校内)	教授	三好 恵子	給食管理	
	給食管理実習(校内)	准教授	長田 早苗	給食管理	
	給食管理実習(校外)	教授	三好 恵子	給食管理	
	給食管理実習(校外)	准教授	長田 早苗	給食管理	
	調理学	教授	豊満 美峰子	調理学	
	調理学	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	基礎調理学実習<1>	教授	豊満 美峰子	調理学	
	基礎調理学実習<1>	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	基礎調理学実習<2>	教授	豊満 美峰子	調理学	
	基礎調理学実習<2>	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	応用調理学実習	教授	豊満 美峰子	調理学	
	応用調理学実習	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	応用調理学実習		倉持 光江		非常勤

必修科目 栄養士	調理科学実験(官能評価・統計処理を含む)	教授	豊満 美峰子	調理学	
	調理科学実験(官能評価・統計処理を含む)	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	調理科学実験(官能評価・統計処理を含む)	助教	新木 由希子	調理学	
専門科目	実践栄養学演習	教授	香川 明夫	教職	
	実践栄養学演習	教授	松田 早苗	栄養学	
	給食実務演習	教授	三好 恵子	給食管理	
	給食実務演習	准教授	長田 早苗	給食管理	
	健康管理概論	教授	長田 斎	公衆衛生学	
	栄養病理学		石野 孔祐		非常勤
	ライフステージ栄養学(応用)		長谷川 祐子		非常勤
	スポーツ栄養学		長谷川 祐子		非常勤
	栄養士実務英語		高島 美和		非常勤
	食料経済(フードマーケティング論を含む)		平口 嘉典		非常勤
	食品科学(食品物性・機能論を含む)	教授	桑 晃智		非常勤
	情報処理・生物統計演習		高橋 勝美		非常勤
	健康づくり運動処方	教授	松本 文夫	保健体育	
	健康管理スポーツ実践	教授	松本 文夫	保健体育	
	食育論(食文化論を含む)	教授	香川 明夫	教職	
	食育論(食文化論を含む)		古川 瑞雄	調理学	非常勤
	食育論(食文化論を含む)		原口 英男	調理学	非常勤
	食育論(食文化論を含む)		土屋 純一	調理学	非常勤
	食育論(食文化論を含む)		遠藤 徳夫	調理学	非常勤
	食育論(食文化論を含む)		川内 唯之	調理学	非常勤

専門科目	給食管理実習(校外2)	教授	三好 恵子	給食管理	
	給食管理実習(校外2)	准教授	長田 早苗	給食管理	
	食品衛生実務概論		井上 典子		非常勤
	微生物学		石橋 健一		非常勤
	専門調理実習	教授	豊満 美峰子	調理学	
	専門調理実習	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	専門調理実習		田村 隆		非常勤
	専門調理実習		杉原 徹		非常勤
	専門調理実習		田村 亮介		非常勤
	専門調理実習		清水 加奈子		非常勤
	日本語コミュニケーション		山下 信		非常勤
	フードマネジメント論		濱 知彦		非常勤
	栄養ケア・マネジメント演習	教授	佐藤 智英	臨床栄養学	
	フードワールド研修(実習)	教授	小川 孝	教職	
	食物栄養学演習(ゼミ)	専任講師	小澤 啓子	栄養指導	
	食物栄養学演習(ゼミ)	准教授	長田 早苗	給食管理	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	香川 明夫	教職	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	春日 敦子	食品化学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	佐藤 智英	臨床栄養学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	渋谷 まさと	生理学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	松田 早苗	栄養学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	松本 文夫	保健体育	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	三好 恵子	給食管理	

専門科目	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	豊満 美峰子	調理学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	准教授	牧 久恵	生化学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	長田 斎	公衆衛生学	
	食物栄養学演習(ゼミ)	教授	小川 孝	教職	
基礎・教養科目	就業支援演習Ⅰ		油井 文江		非常勤
	就業支援演習Ⅰ		増田 雅好		非常勤
	就業支援演習Ⅱ		油井 文江		非常勤
	就業支援演習Ⅱ		趙 友貴		非常勤
	就業支援演習Ⅱ		宮内 京子		非常勤
	就業支援演習Ⅱ		増田 雅好		非常勤
	日本国憲法		大塚 政秀		非常勤
	外国語コミュニケーション		関野 佳苗		非常勤
	生物学		沼波 秀樹		非常勤
	化学		西山 由隆		非常勤
	文学		田中 祐介		非常勤
	社会学		深田 耕一郎		非常勤
	心理学		田中 規子		非常勤
	哲学(生活の哲学)		中山 明博		非常勤
	経済学		金 明花		非常勤
	英語		関野 佳苗		非常勤
	生活文化論		田中 藤司		非常勤

教 職 科 目	栄養教諭論		島村 幸代		非常勤
	教職論	教授	小川 孝	教職	
	教育原理(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含む)	教授	小川 孝	教職	
	発達と学習の心理学		平田 裕美		非常勤
	特別支援教育論		下川 和洋		非常勤
	教育課程論	教授	小川 孝	教職	
	特別活動論(道徳及び総合的な学習の時間を含む)	教授	香山 明夫	教職	
	教育方法及び技術	教授	小川 孝	教職	
	生徒指導論	教授	小川 孝	教職	
	教育相談		平田 裕美		非常勤
	栄養教諭教育実習指導	教授	香山 明夫	教職	
	栄養教諭教育実習指導	教授	小川 孝	教職	
	栄養教諭教育実習指導		島村 幸代		非常勤
	栄養教諭教育実習	教授	香山 明夫	教職	
	栄養教諭教育実習	教授	小川 孝	教職	
	栄養教諭教育実習		島村 幸代		非常勤
	教職実践演習(栄養教諭)	教授	香山 明夫	教職	
	教職実践演習(栄養教諭)	教授	小川 孝	教職	
	教職実践演習(栄養教諭)		大沼 久美子		非常勤
	教職実践演習(栄養教諭)		島村 幸代		非常勤

自由選択科目	保健体育校外実習(夏期)	教授	松本 文夫	保健体育	
	保健体育校外実習(冬期)	教授	松本 文夫	保健体育	
	フードスペシャリスト論	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	フードスペシャリスト論	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	フードスペシャリスト論	教授	春日 敦子	食品化学	
	フードスペシャリスト論	教授	豊満 美峰子	調理学	
	フードスペシャリスト論		平口 嘉典		非常勤
	フードスペシャリスト論		海老原 誠治		非常勤
	フードスペシャリスト論		濱 知彦		非常勤
	フードスペシャリスト論		小柳津 周		非常勤
	フードコーディネート論	教授	豊満 美峰子	調理学	
	フードコーディネート論	専任講師	児玉 ひろみ	調理学	
	フードコーディネート論		土屋 純一		非常勤
	フードコーディネート論		張替 泰子		非常勤
	食物栄養学特論Ⅰ	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	食物栄養学特論Ⅱ	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	食物栄養学特論Ⅲ	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	食物栄養学特論Ⅳ	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	食物栄養学特論Ⅴ				
	食物栄養学特論Ⅵ	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	食物栄養学特論Ⅶ(国語)		二ノ神 正路		非常勤
	食物栄養学特論Ⅷ(基礎化学)		鷲尾 拓郎		非常勤
	食物栄養学特論Ⅸ	教授	廣末 トシ子	食品衛生学	
	食物栄養学特論Ⅹ				

[注]

- 1 「区分」には、教育課程表に沿って「共通科目」、「専門科目」等の科目群名を記入してください。
- 2 一つの授業科目を複数の教員が担当する場合、「授業科目」を記入の上、次行以降は「同上」とし、全ての担当教員について記入してください。
- 3 「教員配置」には、以下のように記載してください。
 - 当該学科所属教員は空欄としてください。
 - 他学科所属教員は「学科名」を記載してください。
 - 非常勤・併設大学所属教員は「非常勤」と記載してください。
- 4 全学科共通の科目群についてはタイトルを「全学科共通」等、複数学科共通の科目群等がある場合にはタイトルを「〇〇学科・〇〇学科共通科目」等とし、単独の表を作成してください。

理事会の開催状況(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
10～16	10	平成30年5月29日 10:30～12:00	7	70.0%	3	2/2
	10	平成30年7月3日 16:00～16:30	8	80.0%	2	1/2
	10	平成31年3月26日 11:40～12:10	8	80.0%	2	2/2
	10	令和元年5月28日 10:30～12:00	8	80.0%	2	2/2
	10	令和元年5月28日 12:05～12:10	8	80.0%	2	2/2
	10	令和元年7月30日 15:15～15:30	7	70.0%	2	2/2
	10	令和元年12月3日 15:00～15:30	8	80.0%	1	2/2
	10	令和元年12月3日 16:00～16:30	8	80.0%	1	2/2
	10	令和2年3月24日 10:00～10:45	6	60.0%	4	2/2
	10	令和2年3月31日 11:00～11:15	6	60.0%	4	2/2
	10	令和2年5月26日 10:00～10:35	6	60.0%	4	2/2
	10	令和2年6月1日 13:00～13:40	5	50.0%	5	2/2
	10	令和2年9月1日 16:00～16:20	6	60.0%	4	2/2
	10	令和2年11月10日 10:00～10:20	8	80.0%	2	2/2

	10	令和2年11月10日 10:45～11:00	8	80.0%	2	2／2
	10	令和3年3月30日 10:00～10:45	7	70.0%	3	2／2
	10	令和3年3月30日 11:45～12:15	7	70.0%	3	2／2

[注]

- 1 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記入してください。

評議員会の開催状況(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
31～40	30	平成30年5月29日 11:00～12:10	22	73.3%	8	2/2
	31	平成31年3月26日 11:00～12:10	26	83.9%	4	2/2
	31	令和元年5月28日 11:00～12:10	24	77.4%	7	2/2
	31	令和元年7月30日 15:00～15:30	22	71.0%	8	2/2
	31	令和元年12月3日 15:30～16:00	17	54.8%	13	2/2
	31	令和2年3月24日 11:00～11:45	16	51.6%	14	2/2
	31	令和2年5月26日 11:00～11:45	14	45.2%	17	2/2
	31	令和2年11月10日 10:30～10:45	16	51.6%	16	2/2
	31	令和3年3月30日 11:00～11:40	15	48.4%	15	2/2

[注]

- 1 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。